

第49回平成25年3月与謝野町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成25年3月13日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時49分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均(午後欠席)
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1

一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

本日は一般質問最終日となりましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日の閉議後には全員協議会を予定していますので、よろしくお願ひをいたします。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

最初に、17番、今田博文議員の一般質問を許します。

17番、今田議員。

17番(今田博文) 皆さん、おはようございます。

それでは、第49回3月定例会におきまして、一般質問を行いたいと思います。今回の一般質問は自治体基本条例の制定について、原発事故に対する避難の体制について、福祉施策の推進について、以上3点について、質問をしたいと思います。

まず、1点目の自治基本条例について伺います。全国初のまちづくり基本条例ができたのは2001年、今から10年以上前になります。北海道ニセコ町が始まりであります。人口4,000人の町から始まった自治基本条例は全国に広がり、制定自治体は200を超えています。町民参加、職員参加、情報公開、政策評価、住民投票など、自分たちの町に必要なものを整理、修正して新設する。そして、自治体の基幹的な運営ルールとして総合化して、最高規範とするものが自治基本条例であります。ある人の言葉をかりると、自治基本条例は自治体改革の歴史の到達点であり、分権時代の自治への出発点であると説いておられます。基本条例には6原則、4課題の考え方があります。6原則は総合性、水準性、具体性、相乗性、関連性、最高性であります。4課題とは、保全、修正、除去、新設になります。

つまりは、内容が具体的であり、また、さまざまな制度が相互に関連づけられて運用されることが重要なことになってきます。この分野では岐阜県多治見市がトップランナーであります。自治基本条例、議会基本条例、情報公開条例、市民参加条例、住民投票条例、財政健全化条例など、整備されています。加えて総合計画条例や政策評価条例が加われば、完璧だと言われています。多岐にわたる住民ニーズに、どう応えていくのか、この財政の難局を乗り切っていくには住民との協働や町民参加は欠かせない事柄になってきます。そのためには町民自治の基本的な理念を確立して、町民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、町民と行政及び議会の役割と責務など、自治体を運営していくための基本的な原則、仕組みが必要になります。町政の基本的な原則と制度や、その運用の指針、役割を定め、また、条例を束ねる上位の一段上にある条例として自治基本条例の制定は必要な時期になってきていると実感しています。この条例制定について、どのような考えなのか、聞かせていただきたいと思います。

次に、原発問題です。東日本の大震災は3月11日で、発生から2年が経過しました。死者1万5,881人、行方不明2,668人、避難されている人は3万1,966人にも上ります。地域間で復興格差も出てきている。除染作業もおこなわれている。住みなれた地域を離れて避難

した人たちの帰還は遅々として進んでないと報道されています。復興の光が、まだ見えてこない現状であります。いつになったらふるさとに帰れるのか、子供たちが安心して外で遊べる日が来るのか。除染で出る土や高濃度の放射性物質を含む廃棄物の保管施設である中間貯蔵施設の建設が復興の大前提になります。帰還可能地域をふやしていくことが将来像を描けることになるのではないのでしょうか。

原発事故がいかに恐ろしいことか、我々の日々の生活や、ふるさとを一瞬にして奪っていくこととなります。私たちも人ごとではありません。福井県若狭湾に敦賀、美浜、大飯、高浜で13基の原発が設置されています。これらの方が一の事故に、どう対応していくのか、原子力規制委員会は原発事故の防災対策の枠組みとなる原子力災害対策指針を決定しました。指針の骨子として原子力災害対策重点区域を原発の半径30キロ圏に拡大する。甲状腺被曝を防ぐため安定ヨウ素剤を配布する。5キロ圏は深刻な被曝を防ぐため事故後、直ちに避難する。30キロ圏は被曝の影響を低減するため避難に備える。避難の判断は放射線量の実測値などに基づく。以上の五つであります。

関係自治体は住民避難の方法を盛り込んだ地域防災計画を策定しなければなりません。対象者は全国で480万人にもなり、高浜原発で18万人、大飯原発で14万人が避難の対象になっています。京都府は2月1日に防災会議を開き、原発事故に備えて関西電力の高浜原発から半径30キロ圏内に住む府民12万7,500人の避難先を伝えました。それによりますと、放射能の拡散に応じて二つのパターンで避難先を示しています。風向きにより放射性物質が拡散する方向が違うことを想定して、避難先を西と南方向へ避難するとしています。南へ避難の場合は長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町になりますが、西方面への場合は宮津市2万3000人の避難先として福知山市へ6,600人、京丹後市へ9,400人、与謝野町へ4,300人となっています。避難基準は放射線量が毎時/500マイクロシーベルトに達する地域は数時間以内に避難し、毎時/200マイクロシーベルトでは1週間以内に一時移転するのが国の基準になっています。

2月に宮津市防災会議が開催され、与謝野町へは宮津中部、西部、上東部の方が避難される計画になっています。また、本町は放射線によって避難する緊急防護措置区域、いわゆるUPZ30キロ圏が阿蘇海の目の前を横切っています。避難を受け入れるだけでは済まなくなってきました。町民の避難への対応と、宮津からの受け入れについて体制整備を、どのように整えていくのか伺いたいと思います。

3点目に福祉施策についてお聞きします。平成25年度から始まる後期基本計画では社会福祉協議会や行政の取り組みで介護予防の取り組みは強化されていますが、今後は介護予防の意識を高めるため、さらに啓発することと、施設整備について住みなれた地域で高齢者が生活を維持するためのサービスが気軽に受けられるが、今後はニーズに合った整備の必要性について書かれています。町民の皆さんの意向を調査するまちづくりアンケートによると、今後、力を入れる施策として防災体制の整備、新たな産業興しに次いで、高齢者や障害者の福祉の充実と社会参加の促進が42.7%と高い数値を示しています。高齢化率は全国で23.3%、京都府では23%、本町では30%を超えています。今後ますます高齢化の波は加速していきます。これからの超高齢化社会対策を、どのように進めていかれるのか、お聞きをします。

地域共生型福祉施設が3月1日にオープンいたしました。この事業は平成22年から始まり、25年3月までの3年をかけた大事業でありました。特別養護老人ホーム、ショートステイ、高専賃、訪問介護ステーション、就労支援を一体的に整備してサービス提供をする複合型施設であり、4法人が運営するものであります。13億8,000万円を投じた、この施設は「やすらの里」と命名されました。今後は施設運営が円滑に行われ、一体的で地域に必要なサービスが提供されることが期待されています。このように立派な施設ができ上がり完成しても動かしていく人材、すなわちマンパワーがなければサービス提供はできません。福祉関係の人材が不足していると聞いています。マンパワーの確保について、どのように考えておられるのか、伺いたいと思います。以上です。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） おはようございます。

本日の1番目、今田議員ご質問の1番目、自治基本条例についてお答えいたします。

自治基本条例の制定につきましては、さきの12月定例会でご承認いただきました総合計画後期基本計画の中にまちづくり基本条例（仮称）の制定などの仕組みを検討しますとして、第6章の協働で進めるまちづくりの3、住民、地域、事業者、行政のパートナーシップの施策方針の中で明文化しております。方向としましては、総合計画と同じ考え方に立つ必要がありますので、自助、共助、商助、公助の役割と協働のあり方を条例化するものと思っております。後期基本計画においても前期基本計画を引き継ぎ、制定などの仕組みを検討していくこととしています。

まちづくり基本条例につきましては、これまでから杉上議員、山添議員の一般質問の中でお答えしている内容から新たな進展はございませんが、私自身の思いとしましては、自治の理念や原則、町民の権利などの基本的なことを制定するまちづくり基本条例は、その趣旨なり仕組みなりをきっちりと理解した上で、多くの町民の皆さんとともに、策定の必要性から進めてまいりたいというふうに考えておりますので、そういった機運の醸成を図る必要があるというふうに考えております。また、行政だけが一方的に進めたのでは実効性が伴いませんので、制定することだけが目的化しないよう進める必要があろうかというふうに思っております。したがって、まちづくり基本条例の制定につきましては、このような状況を踏まえ、条例制定が真に必要なことであるとの理解をしていただくことを、まず基本におき、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。本条例は、自治の理念や原則、町民の権利などの基本的なことを制定しようというものですので、策定プロセスを特に大事にしながら、後期基本計画期間中には方向性を定めてまいりたいというふうに考えております。

2番目のご質問、原発事故の対応についてお答えいたします。原子力災害対策の動向としましては、昨年9月に原子力規制委員会が発足し、原子力災害対策指針の改訂が行われ、新たな原子力災害対策の考え方として、原子力災害対策重点区域の設定、いわゆるPAZやUPZの考え方などが盛り込まれました。また、放射性物質拡散シミュレーションが公表され、このシミュレーション結果を踏まえる形で各都道府県において、この重点区域の設定が行われております。

京都府では、本年2月1日に京都府防災会議を開催し、原子力災害対策指針の改訂や拡散シミュレーション結果に基づき地域防災計画の見直しを行い京都府内のPAZやUPZの区域の設定

や、UPZ圏内の住民の避難の方角や避難受入先の市町村が示されました。計画ではUPZ圏内の人口12万7,000人を放射性物質拡散の方角に応じた避難に対応するため、西方面と南方面に避難先を設定し、西方面に避難する場合には、与謝野町では宮津市から4,300人を受け入れることになっております。

宮津市からの具体的な避難方法や避難ルートの設定、また、当町における受け入れの方法や受入施設については、今後、京都府を交えて協議を進めていくこととなります。当町は福井県高浜原子力発電所からUPZの範囲である30キロメートルの範囲からわずかに外れる位置にありますが、当然ながら風向きや事故の規模により絶対に安全であるとは言えないと大きな不安を抱いております。

現在、地域防災計画の原子力災害対策編の策定に向けて、京都府のご指導をいただきながら作業を進めているところですが、町民の避難計画に関しましては、町域を越えるような場合は京都府との広域的な調整が必要とされるため、現段階では、まずはUPZの圏内の市町村の受入計画の策定を優先して、検討していきたいと考えております。

2月12日には京都府との共催により京都府原子力防災専門委員の三澤毅先生を講師にお招きし「原子力防災講演会」を開催しました。放射線の基礎知識や原子力災害が発生したときの適切な対応、行動を学んでいただくことを目的に開催したものでございます。まずは、町民の皆様には放射線や原子力災害が発生したときの正しい対処方法などを理解していただくことが大切であると認識しているところでございます。今後も順次、国の原子力災害対策指針の改定が行われる予定であり、UPZ以遠の地域の具体的な防護対策などが示されることとなりますので、国の動向を踏まえて京都府等と調整し、原発事故から住民の命と暮らしを守る計画策定を進めていきたいというふうに考えております。

最後に、福祉施策の推進についてお答えいたします。当町の高齢化率は平成24年7月に、ついに30%を超え30.03%となりましたが、本年1月末では30.75%と、着実に高齢化が進んでおります。ご質問の今後の高齢化対策についてですが、平成24年3月に策定いたしました与謝野町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に、基本目標として6点掲載しております。

まず、1点目は、介護サービス基盤が充実し、安心して暮らせるまちづくりでございまして、今年3月に地域共生型施設の施設サービス事業所が完成いたしました。今後は地域密着型サービスなどの在宅中心の基盤整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の介護予防の推進でございますが、現在65歳以上の高齢者のうち、介護保険サービスの利用者は約2割で、残りの8割の方が介護を必要としないお元気な方でございます。この元気な方々が要介護状態にならないように、地域で行っております高齢者のサロンや、おたっしや倶楽部、脳トレ教室などの介護予防事業を推進してまいりたいというふうに思います。

3点目、いつでも気軽に相談や情報の提供が受けられるまちづくりとしましては、介護保険制度や健康づくりのパンフレットを発行し、制度の周知や健康づくり教室へのご案内等を行い、相談機能や情報提供の充実を図っていききたいというふうに思いますので、お気軽に福祉課に声をかけていただきたいと思いますというふうに思います。

4点目につきましては、生涯現役の町としておりますが、シルバー人材センターの活用など、生きがいづくり事業を支援してまいりたいというふうに考えております。

5点目の支え合う地域づくりにつきましては、行政ができることは限られていますので、地域住民の皆様による声かけや見守り活動等、住民が支え合う地域社会づくりを支援してまいりたいと考えております。この事業では、平成24年度に石川地域、加悦奥地域、岩屋地域で取り組んでいただいております、区長さん、民生児童委員さん、地域住民の皆さんのご協力をいただき、高齢者を支える地域づくりを進めていただいております。

最後に、6点目の個人の尊厳が尊重されるまちづくりとしては、本町に暮らす高齢者の方が、基本的人権を尊重され、介護が必要になっても、その人らしい生活が送れるよう、高齢者の尊厳が守られるケアが必要になってきますので、各福祉サービス事業所に、このことを十分理解していただき、一人一人のニーズに沿ったケアを行っていただけるように働きかけたいというふうに思います。以上、6点の目標を持ち、高齢者施策を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、福祉を担っていただく人材確保について、お答えいたします。まず、訪問介護職員（ヘルパー）につきましては、社会福祉協議会が毎年、宮津市、与謝野町、伊根町と共同で養成研修を実施していただいております、その経費の一部を関係市町で支援させていただいております。平成24年度も35の方が研修を終え、そのうち23名が、既に就業されたり、就業予定となっております、この地域にとっては重要な研修制度となっております。なお、訪問介護養成研修2級課程が、平成25年度からは介護職員初任者研修、これ仮称ですが、そうしたものに変更になり、カリキュラムも大きく変更されることから、社会福祉協議会も研修に取り組むかどうか検討されているとお聞きをいたしておりますが、町としましては平成25年度も実施していただけるよう要請をいたしております。また、京都府も離職者向けの介護職員基礎研修を開催されております、町としましては研修会の広報等で協力をさせていただいております。

以上の取り組みにより地域共生型施設の介護職員さんにつきましては、一定めどがついたというふうにお伺いしております。

しかし、看護師さんにつきましては人材確保が難しく、第一線を引退された看護師さん等に声をかけておられますが、厳しい状況というふうにお聞きしており、当町にとっても大きな課題となっております。

以上で、今田議員への1回目の答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 17番（今田博文） 自治基本条例の件ですが、町長おっしゃったように、この議会でも杉上議員や山添議員からも質問は出ています。前期の基本計画の中にも、やっぱりまちづくり条例をつくっていくんだということで、目標として書かれていました。後期についても、まちづくり条例の設置というのは必要だというふうな形で、後期計画の中にも入っています。今、答弁を聞きますと、この5年間で何とかやっていきたいというふうなことと、もう一つは、いわゆる住民の理解、これが必要だと、機運の醸成が要るのではないかと、こういう答弁なんですが、機運の醸成、住民の理解、このことは、やっぱり行政が一步前へ出て先んじなければ、それは住民側から、こういう要望なり要求なり、あるいは必要性というのは出てこないというふうに思っています。

そこのところを、今、話を聞きますと前期も入っている、後期も入っている、いわゆる10年間なんですよ、10年間でやっとなつてくろうかと、こういう予定なり方針なんですね。そこはやっ

ぱりもう少し行政が前へ出て、今おっしゃるような住民の醸成の機運が少ないのなら、それを喚起するような、やっぱり行政としての役割というのは、あるのではないかなというふうに、私は思っています。すぐとは言いません。ですけども、この5年間なんていう長いスパンなんて、前期から目標に掲げておりながら、ちょっと遅いのではないかと、スピード感がないのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ある意味、今田議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。ただ、違いますのは、やはり与謝野町というのは新しい町を3町の町が合併してつくっていく、そうした町でございます。今までにあって、ずっと続いてきた町が、ここでもう一度、そうした仕組みづくりをきちんと考えようというのとは、ちょっと正直、違うというふうに、その辺のところで大分ギャップがあるのではないかなと思っております。

そうした中で、条例は、そのものがまだ、できておりませんが、先ほども申しましたように、策定の過程が大事だというふうに申し上げました。例えば、総合計画ですけれども、これも、よそでは業者にぼてんと渡して、町の、そうした姿を描くということでしたけれども、この与謝野町の場合は、合併する前から新町のまちづくり計画を立てて、そして、新たな町になって総合計画はでき上がってきました。そういう手順を踏んでいる中で、今回、産業振興会議の中では、そうした産業というものを一つのキーワードにして協働でつくるまちづくりの基本となる中小企業振興基本条例ができ上がりました。機運を整えてという意味では、そうしたことの中で、多くの方にはご理解がいただいているのではないかなというふうに思います。そうした意味では、ある程度の、そうした、どっちを向いて、どう行くのだということがわからなかったことが一定の、おぼろげながらも形が見えてきている、そういう状況でございますので、議会のほうも、議会の基本条例をおつくりになりましたし、本来ですと、そのときに合わせて町の基本条例等も一緒に作成していくのがよかったのかなと思いますけれども、まだ、総合計画の、そうしたことや、ほかのことに手をとられてまして、そういう状況が整わなかったという点がございしますので、一応、後期の計画もでき上がりました。そういう意味で、これはたった10年間の話ではなしに、これから与謝野町が与謝野町であり続ける中で、本当の根本の考え方、また、それに対するあり方、また、手続等を示すものでございますので、じっくりと構えては時間がかかるというふうにおっしゃいますけれども、やはりそうしたことを我々も、もっとやはり啓発していく必要があると思いますし、そうした手順を踏んだ上で、みんなで作るような、そうしたまちづくり基本条例ができ上げればいいなというふうに思っております。

これから、一定の方向性も、また、後期の計画も出てまいりましたので、それらを基本に、総合計画等を基本に、やはり、その条例をつくっていくという作業を進めていきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 町長おっしゃった、その新しい町になった、合併したということと、私はあまり関係ないと、合併したからこそ、逆につくるべきではないかなというふうに思っています。よその町の例を見ていると、町長おっしゃった住民参加、住民の皆さんと一緒に作るんだと、この基本スタンスは非常にいいなというふうに思うんですが、よその町で集められた、委員さん

を公募された方、その人たちに、まちづくりって何ですかと、こういう質問を受けることがある。何も知らない、本当にずぶの素人と言ったら失礼かも知れませんが、そういう方を集めて、その自治基本条例なり総合計画の、いわゆる作成をされています。それは与謝野町だってできるんですよ、醸成なんか要らないんですよ、行政がやる気になったら素人だって、何だって集めてきて、まちづくりはこういうものです。この町には、こういう制度なりルールが要るんですけど、こういうことを訴えれば、それは必ず前に進んでいくというふうに思っています。ぜひ、今後、ご検討いただいて、それを前へ進めていただきたいというふうに思っています。

質問の中で言いました、この多治見市、岐阜県が多治見市というのは、非常に、いわゆる改革と申しますか、そういう部分での全国のトップランナーだというふうに言われています。その附則のところ、ここに書かれています。こういうことが書かれているんですね。私たちは、基本的人権が尊重され、平和のうちに安心して心豊かに暮らせる町を目指します。私たちはまちづくりの主体として一人一人が自由な意思でまちづくりにかかわるとともに、まちづくりの一部を信託するため市民自治の主権に基づき、市民生活と、その基盤である地域社会に最も身近な地域政府として多治見市を設置しますと、ほかにもいろいろとあるんですけども、この条文の中には、いわゆる市の役割や、それから市民の責務、議会の設置、市長の設置や市長の役割、職員の責務、いろんなことが、この条例の中には網羅をされています。そういうことは、今の、この町にとって、これがなくなると、そら行政運営できますよ。しかし、いろんな条例がある中の、これは、そのもとのもとを占める。やっぱり最高の条例なんですね、自治基本条例というのは。これは、やっぱりもう少しテンポを上げて進めていただくことはできませんか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） テンポを上げるか、上げないか、そのことについては実際に踏み出すということが大事だろうと思いますので、そうしたことが踏み出せるような環境を整えてまいりたいというふうに思います。京都府がつくられたのにも、我々も参加をさせていただきました。理念等になりますと、大変難しい言葉遣いであったりということで、できるだけ府民の方にもわかっていただきやすい言葉を選んで、その条例がつくられました。条例というより、条例ですかね、行政と住民の方と、そうした、どのような役割を果たしていくかというふうなことも含めたものでしたし、たくさんいろんないい条例はあると思いますので、その中で与謝野町らしいと申しますか、与謝野町にとってどういった条例がいいのか、そうしたことも含めて、まずは踏み出してみたいということをお願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） ぜひ、それは踏み出していただいて、行政でもまちづくり協議会等々、課長の皆さんで組織をされています。そういった中でもやっぱり議論をされると申しますか、そういうことは必要ではないかなというふうに思っていますので、もうこのことについては、これ以上は言いませんけれども、ぜひ、内部の協議も始めていただけたらなというふうに思っていますので、よろしくお願いをします。

次に、原発問題ですけども、私、この間、2月に沖縄の椿サミット沖縄大会に行かせていただきました。そこには全国からツバキを愛好する人や、ツバキで地域おこし、まちおこしをする人たちが集まって、一緒にサミットと申しますか、交流をするという場なんです。そこに大船渡

から来られておりました。3人の方が来られておまして、ちょっと話をせなあかんなどということで、樺サミットの予定の1週間前に東日本大震災が起きました。その年は樺サミットは中止になり、大船渡は大きな災害を受け、被災をされました。その方に樺サミットの会場である場所は、どれぐらいの津波が来たんですかと聞いたら、私たちは4階建てのビルで、どこか知りませんよ、どこのフロアか、そこでいわゆるサミットを計画しておったと、そのビルの3階まで、いわゆる津波が来ましたと、大船渡というのは、この湾らしいですわ、正確にはちょっとわかりませんが、その湾がゆえに、全て流されてしまったというふうなことをおっしゃっていらして、まあまあどうやって励ましたらいいのかわかりませんが、まあまあ頑張ってくださいということで別れたんですけれども、非常に、そういった地震により津波が起き、あるいは加えて原発の災害ということで、非常に東北の皆さんは苦しんでおられるという状況の一端を、私は生の声として聞かせていただきました。

この原子力発電というのは、いわゆるどれだけの物すごいエネルギーが詰まっているか、これは広島原発の100倍ほどのエネルギーが、あの中に詰まっているんだという専門家の話もあるんですね。あれを少しずつ燃やして発電しているから、一気にでは出ませんが、エネルギーは、あれを全部出したら広島原発の100倍ほどのエネルギーを持っているというふうなことを言われています。これは余談ですけれども、今、30キロ圏UPZと、そうでない地域の話を町長、答弁をしていただきました。もう少しわかりやすくといいますか、解説をお願いしたいなと思うんですが、30キロ圏、いわゆるUPZと言われています。その圏内と圏外は、防災対策というのは、どのような違いがあるのか、これ一つです。

それから、もう一つは、高浜原発から与謝野町は、30キロ圏外になっています。阿蘇海の中海を横切るような形でUPZが、あそこで仕切りをされています。与謝野町は高浜原発から何キロから何キロの間にあるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 与謝野町の場合は、高浜原発から30.5キロ、これ男山地域です。それから、大飯原発から43.4キロということですし、これも男山でございます。京都府では高浜原発から30キロ、大飯原発から32.5キロ、そうしたところ、避難や家屋の待避等を準備する区域ということになっております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） その線引きや距離はわかりました。30キロ圏内と30キロ圏外というのは、どう違うのか、防災対策として、どのような進め方をしなければならないのか、この違いを教えてください。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 詳しい内容につきましては、総務課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今田議員のご質問でございます。今、UPZの30キロ圏内と圏外の違いをといたこととでございます。UPZ30キロになりますと、これは国・府、それから、その30キロ圏内の市町村が、まずは避難態勢というものをつくります。これは広域避難態勢ということでございます。したがって、近隣の、いわゆる町域を越えるということで避難態勢を組むという

ことが一つございます。それが大きな違いでございます。このことが一番、住民にとりましては大きな、一番のポイントということになっております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） その避難態勢を30キロ圏内はつくらなければならないと、こういうことなんです。30キロ圏外は、そこまで強制はされないということだというふうに理解をしたらいいんだらうというふうに思うんですね。

そこで、京丹後市、これは圏外です。それから、福知山市、これも圏内に一部入っていますけれども、ほとんど圏外です。その二つの町なんですけれども、福知山市ですけれども、これも災害住民避難計画を踏まえ、50キロ圏まで広げた避難計画の策定に向けて検討していると、これ市長が議会で明らかにされました。

それから、京丹後市ですね、京丹後市も、これ定例記者会見で市長が、30キロ圏外ですけれども、住民の避難計画を3月末までにまとめたいと、想定外のことに備える必要があると、こういうことで30キロ圏外でありながら避難計画をつくると、こういうことを表明されています。与謝野町は、まだ、そこまでできていないといえますか、方針も決まっているのかどうかわかりませんが、そのところの方針なり考え方は、どのようになっていますか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 今おっしゃったように、30キロ圏内と30キロ圏外との中で、その福知山、あるいは、そのほか京丹後市等も、そうしたところであっても50キロ圏内まで広げるというような検討に入られたというふうな、きょうもそういう新聞報道がありましたけれども、ただ、両市とも避難先が未定ですし、また、府から避難者を受け入れる側のほう、我々もそうなんですけれども、そうしたところとの整合性が、それがきちんと、まだ、できていないというような状況で、我々の気持ちとしても30キロ圏外であっても、やっぱりそうしたことは想定する必要があると思いますけれども、まずは、宮津市さんから受け入れる避難者の方たちを、どう受け入れるか。また、そうしたことをきっちりと、まずはそれをやる必要があるというふうに思っています。与謝野町の場合、それも、まだ、今のところきちんとした対応ができておりませんので、それらについては早急に考えていく必要があるというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） これ、きょうの京都新聞、見られたかも知れませんが、30キロ圏判断、市町で差と、こういう記事が載ってました。いわゆる、これは今、私が申し上げたことを記事にしたんだらうというふうに思っています。岩滝の、この区長さんの話も載っているんですね、ここに。原発事故のとき、町内の国道を通過して宮津市民が一目散に逃げる風景を想像した、そのとき岩滝の人も逃げ出すに違いないと、それは当たり前ですよ、須津の人たちが避難されているのに、岩滝の人がじっと待って、屋内退避なんかできませんよ。そらもう一緒に逃げる、子供を連れて逃げる、年寄りを連れて逃げる。それは当然の気持ちですよ。当たり前です。ですから、こういった住民の皆さんの不安にやっぱり町も応える責務というのはあるんじゃないかなというふうに思っています。

町長、検討の範囲だということをおっしゃいましたけれども、はっきりつくっていくんだということぐらいは、私は表明されてもいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 京都府の会議等でも、そうした話もさせていただいておりますけれども、副町長のほうから、その件についてお答えをさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 少し詳しいことを、私のほうから補足をさせていただきたいと思います。

先ほど、町長が申し上げましたように、岩滝町の男山地区、辛うじて30.5キロで、30キロ圏外ではありますけれども、わずかに外れておるだけということで、風向きや事故の状況によっては非常に不安があるというのは、議員と同じ認識であります。そのような中で、この間も京都府に対して30キロ圏外ではあるけれども、避難計画を考えていきたいという相談は何回も何回もいたしております。ただ、京都府も、まずはUPZ30キロ圏内の避難計画を優先的に考える必要がある。与謝野町におきましては、その受け入れをしなければなりませんけれども、そのことを、まず、優先して考えるということで、30キロ以遠の市町村にあつては、独自に、そういった計画を立てられることについて、それは市町村の判断でされたらいいわけではありますが、市町村の区域を越える広域避難になりますので、当然、京都府の調整が入ってまいります。そのことはすぐには、まだ、京都府も対応できないということで、相談がけはしておりますけれども、まずは30キロ圏内の避難計画を優先して決める必要がある。

先ほど、町長申し上げましたように、宮津市の4,000人余りを受け入れるに当たっても、どの地域から、どのルートを通して与謝野町の、どの施設で受け入れるか、そういった詳細な受け入れの計画は、まだ、決まっております。

それから、せんだつても新聞に出ておりましたが、宮津警察署も30キロ圏内に入りますので、原発事故等がありましたら商工会の加悦支所並びに、その横の広場を使って警察機能を維持していこうという計画もございます。警察が移転する、それから宮津市民の方が与謝野町内に避難する。けれども与謝野町の間も逃げないかんということでありますと、そのUPZの30キロの避難計画自体に矛盾が生じるということで、その問題意識は京都府もお持ちですので、今の段階では、とりあえず京都府が30キロ圏内を優先してありますけれども、この後、京都府とも、そういった相談を詰めていきたいとは思っております。まずは、UPZ30キロ圏内を最優先ということで考えております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

- 17番（今田博文） 今、副町長がおっしゃったことは、よく理解できるんです。まず、そのUPZ圏内の人を受け入れる。4,300人、宮津から避難される方を、どう受け入れていくんだと、このことが、いわゆる一番に考えなければならない、これは当然だというふうに思っています。しかし、京都府との調整や他府県との調整、避難の場合ですよ。いるにしろ京丹後市なり、福知山市は、やっていくんだという姿勢を示されておるわけですね。ここでも、福知山市ですけれども、50キロ圏での人口が約95%含まれておると、けれども受入先の確保や避難方法などについては、まだまだ府や、ほかの県との調整も必要になる。まだまだ、そんな段階ではないけれども、まずは避難する計画をつくるんだと、住民に安心を与えていくんだと、それは1年先、2年先になるかもわかりません、実際の計画というのは、けれども、つくっていくんだという意思表示、それぐらいはすべきだというふうに思います。お答えください。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけれども、京都府の、そうした会議でも私自身も、そうしたことを述べさせていただいております。ですから、今おっしゃったような方向で、我々も検討していきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 検討していきたいというのが、よく私、理解できないんです。考えていくのが、つくことはある程度、決めていると、そのことに向かって整備をしていくんだということなのか、まだまだ、そんなところまでいかない、それ以前の検討が要るんだということなのか、どちらですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 当然、これからの先、そうした危険性がある場合ですので、それらについては与謝野町の人たちについても、やはりそうした避難をするべき形ができるような方向でやっていくということでございます。

町域外ではございますけれども、豊岡市とも応援協定を、災害時の応援協定を結んでおりますので、やはりそうしたことも今後、視野に入れた中で与謝野町としても、そうしたことは当然、考えていかなければならないというふうに思っておりますので、できるだけ、そうしたことが計画としてでも、きちんとできるようにやってまいりたいと、前向きにやっていきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 今度は前向きという表現を使われましたけれども、いわゆる、これは町の避難計画をつくっていくという表明にとったらいいんですか。それとも、そんなところは、まだ考えていないと、もう少しはっきりお願いします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 避難計画をつくっていききたいという、そういう決意でございます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） はい、わかりました。このことによって、それは住民の皆さんの安心という部分にはつながっていくというふうに思いますので、この策定に向けて努力をしていただきたいというふうに思っております。

それから、この30キロ圏に指定された地域というのは、いわゆる防護服の配布というのがあるやに聞いています。これは30キロ圏だけのことなのか、あるいは今、町長が表明されました避難計画を30キロ圏外でもつくれば、この防護服の配備というのはいはしていただけるのかどうか、そこはいかがですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 30キロ圏内が優先されますので、それ以外のところについては今、計画はないというふうにお聞きしております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 原子力規制委員会が拡散予測というのをしているんですね。高浜原発の場合、ここにもありますけれども、これでいきますと南のほうに拡散する確率がかなり高いということが

出ています。そうすると当然、西への避難と、こうなるわけですね。ですから、うちの受け入れの方向に、西への避難でしたら与謝野町は受け入れですから、その確率というのは非常に高いのではないかなというふうに、私は思っております。

実際、放射能が拡散します。そのときに、どうして、この地域、与謝野町は放射能がどれくらいあるんだということを測定し住民に知らせていくのか、高浜原発が事故が起きたと、何時間後ぐらいに、その測定をすれば、正確に、この与謝野町の被曝量といいますか、どれくらい放射能が飛んできているんだということがわかるのか、そこはどうなっていますか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 課長のほうから答えさせます。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今田議員のご質問でございます。今、いろいろご質問をされました。これが30キロ圏内と30キロ圏外にある。大変高い壁になっておると、こういうように認識しております。これらは国が定め、府が定め、30キロ圏内、ここが今、私たちは不安に思っているところなんです。だから歯がゆいんです。今、防護服のことも申されました。そういったものが、それから何マイクロシーベルトかという、測定する器械、これも大変高価なものだというふうに聞いております。したがって、この30キロから50キロ圏内を、どのような扱いにしてくれるのか、これも国も動いておるようです、まだ。したがって、そういったことも含めて関係機関、京都府なり、私たちはこういう不安を持っている。それからどうなるのだということ。これはやっぱり財政の問題もあるように聞いております。そういう国家的なレベルでは、そういうことも含めて、今、私たちは、特に30キロ圏から近隣による、それから、これは円でされていますけども、実際は円でいくとは限りません。そういったことは申し上げております。そうした中で、何もしないと、すとかいうことじゃなくて、大変不安を持っておりますということは京都府に伝えております。そうしたことで今後に向けましては、こういったことを関係機関に訴えていくといいますか、要求していくとか、そういったことの段階に入っていくというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 今、課長のほうから30キロ圏内と外の歯がゆさを今、おっしゃっていただきましたけれども、実際に事故が起きて30キロ圏外です、与謝野町は、そこに、どのように放射能が拡散してきているか、モニタリングというのがあるんですね、モニタリングの情報というのは、どのように伝わってくるんですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今現在、宮津市に、そうしたモニタリングがございます。この議会でも議論になりまして、与謝野町でも、簡易なものですけれども、一応、ずっと日ごろから、そうした数値を把握していくという意味で設置をして、そうした数値を確認はいたしております。ですから、実際に事故が起こったといったときには、やはりまずは正確なデータとしては宮津の、そうしたデータが寄せられて、それによって府の対策等が出てくるんだろうというふうには思っておりますけれども、我々としては、それらの情報を待つということ。また、簡易であっても我々のところで把握できる範囲のことは、ある程度の数値は見ることはできるだろうというふうに思います。

ただ、それが実際の事故から何時間後に来るんだとか、ちょっとその辺はわかりません。ですが、何とか、そうした情報が少しでも早く我々のところにも届くような、そうした配慮はしていただく必要があろうかと思えます。そうでないと、受け入れる場合も、それにすぐ対応して、どういう形で動くのかということとは決まっていますので、いろんな情報につきましては、できるだけ早くお知らせいただきたいというふうには、それも申し上げております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 今、与謝野町は30キロ圏外であるけれども、避難計画をつくっていくんだという表明も、町長していただきました。そういう町民の安心・安全の確保のために、ぜひ今後も努力をしていただき、そのことの推進を、ぜひお願いをしたいというふうに思っています。

もう時間がありません。原発については終わりますけれども、最後に福祉の関係で、マンパワー不足、やすらの里ができましたけれども、非常に立派な施設です。けれども、その施設ができて人もなければ動かない。当たり前なことなんです。どうそこを確保していくかと、このことが、これから大きなやっばり課題になるんだろうというふうに思っています。そうして運営ができなければ法人の経営なり、あるいは利用者にも非常に迷惑をかけるということになってくるのではないかなというふうに思っています。このマンパワーの確保について、もう一度、町長の決意を聞かせてください。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） ある程度、先ほども申し上げましたように介護職員さんについては、ある程度の、そうした講義等々、講習等でとっていただいて、そうした方については重複、きちんと働いていただけるような状況にあるとは思いますが、ただ、医療系、要するに看護師だとか、そのほかの、今回、うちでも理学療法士の方を募集しましたが、非常に厳しい状況だって、幸い見つけることができましたけれども、そうしたところのマンパワーというのが大変少ないということが非常に問題ではなかろうかなと思っております。ただ、しかし、実際に看護師なんかは与謝の海病院でも教育をしていただいておりますし、地元の方も、そこで資格を取ったりしておられます。しかし、そうした方々が、なかなかこちらへ戻ってきていただけないというふうな状況もありますけれども、いろいろな方法でもって、そうした人が育成していけるような、昔は、そうしたことを支援するような方法も、助成の方法もつくってやっておりましたけれども、今のところ、ちょっとそうしたことが滞っているという状況ではあります。今回、やすらの里も何とか看護師の方が確保できたというふうにお聞きしておりますし、やはり資格を持ったそうした方が、こっちへ戻ってきていただけるような、そうした方策というの、今後、考えていく必要があろうかというふうに思っております。

17番（今田博文） 終わります。

議長（赤松孝一） これで今田議員の一般質問を終わります。

ここで55分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時55分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

8番、浪江議員。

8番（浪江郁雄） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は町立幼稚園の3年保育について、教育長に伺います。1点のみの質問であります。実施していただけるか、いただけないか、わかりやすい質問でありますので、簡単明瞭で前向きな答弁を期待しております。よろしくお願いいたします。

与謝野町には岩滝幼稚園と三河内幼稚園の二つの公立幼稚園があり、入園できる幼児は4歳児と5歳児で、それぞれ2年保育と1年保育を実施されています。一般的に2年保育のよいところとしましては、3年保育と比べて1年間は自宅にいますので、お父さんやお母さん、また、兄弟やおじいちゃん、おばあちゃんなどの兄弟との時間をたくさん持つことができます。また、幼稚園が、どのようなところなのか、ゆっくり時間をかけて伝えることができ、その上で、子供自身が幼稚園に行きたいと思えるようになってから通わせることができます。ほかには幼稚園にかかる費用も3年保育に比べると当然少なくなります。反面、幼稚園で過ごすより遊びや学習、友達づき合いなど、さまざまな刺激を受けるきっかけをお母さんなどがつくってあげなければなりません。仕事をしていたり、子育てにストレスを感じている場合にはプレッシャーを感じることもあります。3年保育の場合には、これも一般的ではありますが、3歳になると集団生活を行う準備を始めてもいい時期と言われております。3年保育で幼稚園に通わせることで集団生活のあり方を身につけることができます。

また、自宅では経験できないことを経験できますし、お母さんにとっても精神的なゆとりを取り戻せる時間があります。一方で、まだ、3歳では幼稚園に行くことが理解できず、行くことを嫌がったり、お母さん自身も子供と離れることに抵抗を感じる場合もあります。費用も当然、3年分かかります。以上、あくまでも一般的に言われていますことを幾つか引用させていただきましたが、当然これがよいとか、悪いとか、申し上げるつもりはありません。これは各ご家庭で自由に判断をされれば、それが一番よいことだと思っております。ただ、町立幼稚園での3年保育を希望しましても、当町では実施されていません。他の自治体では公立幼稚園の3年保育が実施されているところもあります。制度上は可能なわけですから、そういった選択をふやしてほしいという思いから、今回、質問をさせていただきました。

いわゆる通告に書きましたように、就学前教育への関心の高まりもそうですし、社会情勢による子育て困難が広がる中、3年保育の要望がふえているということです。保護者のニーズが多様化する中ではありますが、このことは喫緊の課題であると認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

そこで、次の6点について、現状なり、認識なり伺いたいというふうに思います。

まず、1点目ですが、当町の公立幼稚園、岩滝幼稚園と三河内幼稚園がありますが、現在の4歳児の2年保育と5歳児の1年保育の現状を伺います。

2点目は、町立幼稚園が果たしてきた役割について伺います。

3点目は、公立幼稚園と私立幼稚園の違いについて伺います。

4点目は、子育て支援としての町立幼稚園についての認識を伺いたいと思います。

5点目は、3年保育の実施について伺います。

6点目は、3年保育にかかわる経費について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしく答弁のほうお願いいたします。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） 浪江議員のご質問の町立幼稚園の3年保育について、お答えさせていただきます。

まず、1点目の現在4歳児、5歳児の現状についてであります。本町では、現在、岩滝幼稚園と三河内幼稚園の2園を設置しております。現在の状況を申し上げますと、岩滝幼稚園は、4歳児が22名、5歳児が2クラスで35名となっており、合計57名の園児数となっております。

次に、三河内幼稚園では、4歳児が6名、5歳児が8名の合計14名となっており、年々、園児数が減少傾向にあり、さらに来年度の入園希望者の状況から、平成25年度は、4歳児が1名、5歳児が6名の計7名となる状況であります。

次に、町立幼稚園の果たしてきた役割についてであります。幼稚園は学校教育法にのっとり、学校における学習指導要領と同じ幼稚園教育要領に基づいて教育活動、保育を行っております。小学校入学前の教育の役割を果たしてきておるわけでございます。特に旧岩滝町におきましては、明確に就学前教育として位置づけ、就学前の保育のあり方を構築されており、幼小連携が重要視されている今日において、早くから就学に向けた幼児教育が展開されてきました。具体的には、3歳から4歳は保育所・保育園、5歳児は幼稚園での就学前教育を受けることが基本とされてきました。保育所・園においても就学前を意識した保育、教育がなされているわけではございますが、やはり先ほど述べましたように、学校教育とのスムーズな接続への観点から考えますと、幼稚園の教育が適当と考えられていたのではないかと、そのように思っております。

また、旧野田川町では、三河内地域のみ町立幼稚園が設置されており、現在に至っております。三河内地域では、私立の保育園があったこともあり、3歳までは保育園、4～5歳は幼稚園という実態がありました。もちろん三河内幼稚園は町立幼稚園でありますので、他の地域からの幼児も入園はできるわけでありましたが、実際には、ほとんど三河内地域の子供さんが大半であるという状況だったわけでありまして、また、旧加悦町におきましては、町立としては全て保育園・保育所を設置されており、幼稚園教育を希望される方は、私立の幼稚園を利用されるように勧められてきており、民業圧迫とならないように配慮されていたと伺っております。

今さら過去を蒸し返すつもりもありませんが、それぞれの町や地域の考えや保育環境などの違いによって、幼稚園の設置も異なってきたわけでありまして

次に、私立幼稚園との違いについてでお尋ねですが、教育内容等については、基本的に、先ほど申し上げましたように学校教育法にのっとり学習指導要領と同じ幼稚園教育要領に基づいて教育活動、保育活動が行われています。もちろん私立でありますので、その幼稚園を創立しました、その精神や趣旨に基づく校風、園風があり、それらに根差した園独自の取り組みも展開されていると、そのように存じております。町内の私立幼稚園との違いといたしましては、そうした教育、保育内容とは別に3歳児からの保育があること、保育時間が1時間長いこと、保育料の金額、さらには送迎バスの有無などが挙げられるのではないかと、そのように存じております。

次に、ご質問の子育て支援としての町立幼稚園についてであります。3年保育の実施について、それから、3年保育にかかわる経費について、まとめて、私どもの考えを述べさせていただきます

す。せんだって、どなたかからの町長への質問の中にも、若干この点は町長答弁の中で触れられておりました。重複するかもしれませんが、先ほどから幼稚園の実態や役割についてご説明させていただきましたが、特に三河内幼稚園では、園児数の減少による厳しい運営状況が懸念されており、町としても抜本的に見直す時期に来ていると考えています。私どもといたしましては、その対応といたしまして、昨年度からは延長の預かり保育を実施し、25年度からは、さらにこれを長期休業期間まで拡大することにしていきます。いわゆる長期休業ですから、主に夏休み、冬休み等になります。この施策で全てが解決するとは考えておりませんが、保護者のニーズの幾分かには応えることがあると思われ、園児の増加に資するかと考えているところでございます。さらに、議員ご質問の3年保育の実施についても、抜本的な改善になるとは考えにくいこともあり、今の保護者の方々のニーズや町保育所・園の状況も踏まえ、町としての就学前教育・保育のあり方を見直していきたいと、そのように考えております。

国の新たな施策であります子ども会議への取り組みなどを含め、福祉課、保健課との連携を密にして、早急に就学前教育、保育の町としての方針を出し、検討し、整備方針等に基づいて取り組んでいきたいと、そのように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、2回目の質問をさせていただきます。まず、最初に1点目の現状のところの、今、報告をいただきました。その中で三河内幼稚園が非常に園児数が減ってきていると、また、今年度、25年度には1名という形で報告がございました。これいろいろと子供の数も減ってきているとか、そういう事情もあるわけですが、ここまで減少してくる少ない、その一番の原因といいますか、何が、こういった形で原因になっているのか、その辺の認識を伺っていきたく思いますし、それから、先ほど、延長保育の件もございましたけれども、これも含めまして、今後、こういった減少を、どのようにすれば回避できるのか、この辺の考えがございましたら伺いたく思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。三河内幼稚園の園児が、先ほど減少傾向にあるということをおっしゃっていただいたわけですし、その減少の要因は、どこにあるかというお尋ねでございます。これはやはり一言で言いますと、子供が少なくなっているということなんですね。それからもう一つは、やはり親御さんたちの就労形態が変わってきているということも、これは否めない事実だろうと思っております。そうした状況があるということ、それから、もう一つは先ほどお配りしましたように、町立でございますので、全町域から来ていただくという、それが、やはり地域性という意識が強いと、それで他地域からの園児の入園がないということもあろうかと思っております。この点につきましては、教育、環境、保育検討委員会の、いわゆる提言の中にも、その点は触れられておりました。その三河内にあるから三河内の子しか行けないというような、そういう意識が働いているんじゃないかというようなことがありましたけれども、それらも一つの要因といえば要因じゃないかと、そのように思っております。

それから、もう一つにつきましては、いずれにしても、先ほど言いましたように、親御さんたちの就労形態が違って来たという、そこから考えまして、私ども、先ほど答弁させていただきましたように、預かり保育を実施させていただきました。そして、1年経過してきまして、さら

に検討を重ねまして25年度からは、その長期の休業期間中も、その預かり保育を実施していつて、少しでも保護者の方々の要望に応えるように、そのようにさせてもらったわけでございます。この点も非常に、岩滝幼稚園との整合性といいますか、平準化ということを考えていきましたときには、若干問題もあろうかということで、いろいろ議論してきたのが実情であります。

岩滝幼稚園のほうは児童館がございまして、その点につきましては、全く同じ形はとりませんけれども、私どもとしては、園児の増加に対して、一つの施策として取り組みをさせてもらった次第でございます。以上です。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいま答弁をいただきまして、その中で保護者の方の就労形態が変わってきたでありますとか、それからまた、他地区から、なかなか来にくいのではないかとということですが、これ私は、一つは根底には、そういったやはり3年保育のニーズがもとにあるんではあるのではないかとこのように思っております。他地区からでもですね、現在も来られておりますし、うちの子が行くときでも、入ってこられました。ただ、まず、3年保育がネックとなって、なかなか三河内だから行きにくいとかいう、そういう問題ではないというふうに、私は認識しております。このあたり再度、伺っておきたいのと。

それから、延長保育、昨年、実施していただきました。これが園児募集の時期には間に合いませんので、始まる4月前ぐらいから急遽やっていただいて、今現在、1名の方が利用されるというふうに伺っているわけですが、これもやはり募集のときから、そういったことがわかっていけば、また、状況が変わってきたのではないかなというふうに思っておりますし、それからまた、先ほど言いましたように、根底に、3歳から受け入れてくれないというあたりがネックとなって、まず、入れない。そこから、入ってからの、そういった延長保育、非常にありがたいんですけども、それも非常に有効なんですけども、そのせっきのサービスがうまく機能していないといいますか、恩恵を預かれないといいますか、こういうふうに感じておるわけですが、このあたりを再度、伺っておきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。先ほどの減少の要因に関してでございますけれど、やはり一つは3歳保育がないからということに、一つの原因、ご指摘になりましたけれど、非常に突っпаねるような答弁になりますけれど、本町の保育所、保育園につきましては、それぞれの保育所、園に特色を持たせております。詳しくはちょっと述べませんが、要するにゼロ歳から預かっているところ、それから、1歳から、それから、早朝早くから、あるいは今度は預かり保育は長くとか、それぞれの保育所・園に、それぞれの特徴を持たせた、そうした保育所の経営になると、そのように存じておるわけでございますけれど、したがって、確かに三河内なら三河内地区には、ございませんけれど、いろいろ選択をしていただくという、その点につきましては私どもとしては、それを利用していただければいいんじゃないかなと思っております。

しかし、現実には言われておりますように、保育所に行ったら、今度は次に行くときに、やはりまた、環境を変えるのはということで、居座って、言葉は悪いですけど、そのまま保育所で保育をされるという保護者の方がおられるというのは、これはもう大半がそうだと、そのように認識しております。したがって、幼稚園の教育、先ほど違い等を述べさせていただきましたけ

れど、その幼稚園教育に、どれだけの価値を、値打ちを見出していただくかということも一つの鍵ではなからうかと、そのように思っております。

その意味で、私どもとしましては、幼稚園と保育所、園とのやはり違いがわかる、そうした幼稚園の教育、教育活動をして、子供たちを豊かに成長させてもらいたいという、そういう指示等を出させてもらっているわけでございます。

次に延長の保育の件で、確かに昨年、預かり保育を実施いたしましたのは、タイムリーでなかった点は事実でございます。遅きに失した感もあったことも事実です。しかしながら、先ほども触れましたように、今度は保育所・園の預かり、それから保育料ですな、それと、それから全体の保護者が負担する保育料ですね、それとのやはり整合性も図っていかなければならないと、そうしたことをいろいろ検討していかなければならなくて、時間が経過したことは、私どもとしても残念に思っております。

議員おっしゃるとおり、園児募集のときに、それはやはり広報をし、それを承知で入園していただけたらと思っております。しかし、今、申しあげました事情でおくれた点につきましては、私ども残念に思っておる次第でございます。来年度は、したがって、その長期休業中の保育も、預かり保育も実施しますということは、募集するときに周知徹底し、ご理解を得て、多くの子供が幼稚園へ入園してくれることを願っている次第でございます。以上です。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 幼稚園と、それから保育園、保育所を選ぶ、そこから話を始めますと、ちょっと私の質問も非常にしにくくなるといえますか、今回は幼稚園、先ほど言われました学校教育法、これを受けたい、幼稚園に入りたい。そうした中で、いろいろニーズがふえてきていると、そういうことに、町としても対応してほしいと、そういう意味で質問しておりまして、例えば、ゼロ歳児からでも保育所、保育園だったら預かっていただけますし、そのあたりと一緒に話をされますと、ちょっと、趣旨が変わってくるというふうに思っております。そこで、固有の三河内幼稚園の話ばかりになるんですけども、例えば、今年度、1名、それから残るのが6名という、7名体制ということでございまして、これこのままいきますと、なかなか存続が危ういんじゃないかという声も聞いております。それを踏まえまして、2番目の質問でございますけども、町立幼稚園が果たしてきた役割、先ほど、答弁のほうで、いろいろ伺っていただきましたけれども、それ以外にもたくさんあるというふうに思っております。例えば、私立の幼稚園ですとバスで送迎されている場合がございますけれども、公立の場合は、基本的に保護者の送り迎えというふうになっておりまして、そうした中で保護者間同士の会話ができたり、また、子供同士もそうですし、それからまた、先生との会話、いろいろな話が相談もできるし、こういったあたりで、かかわりあい、問題を話し合うといったような、そういった場が持てる、そういう役割もあったんじゃないかというふうに思っております。

また、もう一つは、いろいろとやっぱり公立幼稚園の場合はですね、自治会、区ですね、こういったあたりとも非常に連携が強いわけでありまして、例えば、文化祭なんかにも出したりしておりますし、こういった地域とのつながり、これも非常に大きな役割があったんじゃないかというふうに思っております。この辺の認識を伺いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。先ほどは果たした役割、非常にかたい件で答弁させてもらいましたが、確かに、それぞれの幼稚園が、また、保育所もそうだろうと思います。やはり、その地域のコミュニティづくりの一環としての役割を果たしてきたと、それは小学校の場合と、私は同じだと、そのように認識しております。特に議員、先ほど仰せになりましたように、三河内幼稚園なんかにつきましては、いろいろな直接的な支援等も区民の方々から受けていることも事実でございますし、地域との結びつきも強い。これは岩滝でも同じだと、これは思っております。いずれにしましても、広い意味で、その地域のコミュニティづくりの一翼は果たしてきていると、そのように認識しております。以上でございます。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それから、3点目の質問でございますけれども、公立幼稚園と私立幼稚園の違いについて、答弁をいただきました。いろいろ3歳児でありますとか、時間の長さでありますとか、料金とか、こういったあたり答弁いただきましたけれども、それ以外に、やはり私立幼稚園というのは、その設置者というか、つくられた方の、先ほど少し述べられましたけれども、教育方針とございますか、特色が非常にしやすいというか、それが私立幼稚園だろうというふうに思っておりますけれども、公立の場合は、やはり先ほど言われました学校教育法もそうですし、また、保護者や子供、非常に皆さん平等に扱われます。それから、そういった声も非常に多く取り入れられるのではないかなというふうに思っております。

それから、私立幼稚園でも、特色があるという形で、いろいろスポーツなり文化なり、そういう特色を出されて、そういう面もあるわけですが、そういう違いがございます。それから、私立幼稚園の場合は、保護者、また、園児を選ぶことも可能ではないかというふうに思っておりますが、公立の場合は、それはないと、こういった違いもあるのではないかと思っておりますけれども、このあたりの認識を伺っておきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。先ほども違いの中で答弁させてもらいましたように、私立、私学ですね、私学は、やはり学校・園とかを設立、創立する、その精神や、それから趣旨がございます。やはりそれが、その園の校風、園風になっていっておるわけなんですね。だから、私立につきましては、その設立の精神、それから趣旨、そうしたものを大切にしながら教育活動を行っておるわけです。だから、そこに共鳴され、そして、そこに子供さんを預けるという、そういう方もたくさんいらっしゃるということは、これはもう幼稚園に限らず、学校のほうでも同じことだと、そのように思っております。さらに、もう一つ、その違いにつきましてはですけど、確かに私立でございますから、入園させる、子供をね、これは選抜するということはね、これはその園の方針だろうと思います。確かに、私どもは、その定員をオーバーをしてくれば、あまりにも多く、あるいは、そういう選抜しなければならぬことが出てくるかと思っておりますけれども、原則として、恐らく抽せんだろうとは思いますが、しかし、そのような状況が来ることを期待しておるわけではございませんけれども、現実的には十分、幼稚園に入園させたいと思われる方の要望には応えることはできると、そのように思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、申し上げましたことによりまして、私は、やはり公立の幼稚園、何としても

ですね、このまま存続していただきたいというふうに思っております。そこで5点目の3年保育の実施についてですけれども、これまとめて答弁をいただきまして、その中では、あまり考えておられないというようなといいますか、3年保育では解決できないというふうな答弁だったと思っております。この辺が、ちょっと私とは認識が違うわけですが、そこで6番目の質問の答弁がなかったわけですが、恐らく検討もされていないのかなというふうに思いましたけれども、もし3年保育を実施する場合、こういったあたりの経費、例えば施設の整備も多少はかかってくると思いますし、また、教員の関係もございますし、このあたり通告に出しておりますので、答弁をいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。一つは、先ほどちょっと申し上げましたですけれども、3年保育を実施するといたしますと、町内2園との関係を考えなければならぬということが1点ございます。三河内を3年から入園させてもいいと、それから、岩滝は今度は4～5歳だと、そういう形になります。そら確かに、それを選んだらいいという、先ほど言いましたように、そのこともあろうかと思っております。

しかしながら、私どもとしては、やはり地域間の平準化ということも考えなければなりません。そうした中では、一つは岩滝幼稚園につきましては、もう部屋数がいっぱいでございます。だから、3歳を受け入れるスペースがもうないという、そうした条件もございます。したがって、先ほど申しましたように、以前、町長がご質問の中で答弁させていただいたことがあるかと思えますけど、岩滝幼稚園の耐震問題もございます。したがって、また、校舎も老朽化しております。したがって、岩滝幼稚園を近い将来、いわゆる改築していかねばならない、そうした問題もあり、そして、先ほど答弁で申し上げましたように、国のほうが法制化してきました、その子ども会議の取り組みは、町としてもしなければなりません。つまり、それは先ほど申しましたように就学前の教育や保育をいかにしていくかと、その町の方針等をつくっていく、その会議になると思っております。

したがって、それらの中で、総合的に与謝野町の就学前の子供たちの保育、教育、それを考えていくのが先ではないかと、私どもは、そのように認識しておるわけでございます。しかし、先ほど申しましたように、岩滝幼稚園につきましては、それを待たずにかかればならないかとも、そのように思っております。いずれにしましても、町の就学前の子供たちの保育、それから、教育のあり方については、子ども会議の取り組みを通じて立てていく、その中で考えていきたいと、そのように思っております。

それから、次の経費の話でございますけれど、これは人数によって変わりますけれど、やはり人件費、1名で、それから、教室等の光熱費等をざっと出してきまして、やっぱり600万円ぐらいは、一人、教員一人にかかると、そのように思っておるわけでございます。そうしますと、やっぱりクラスに1名というのでは、実際には3歳になりますと、さらに、要するに世話がかかるということはよくないですけど、世話の程度が違ってきます。例えば、おむつが、まだ取れないとか、そうした子供たちも、これはいるわけでございますので、そうしますと、クラスに1名の教員でいいというわけにも、これまたいけない。そうしますと、クラスに平均1.5ぐらいは出てくると。そうしますと岩滝のほうは、今の程度でいきますと2クラスぐらい

は出てくる可能性はございます。そうしますと3クラスを考えていきますと、2,000万円近くの経費がかかってくる。もちろん保育料等を納めてもらいますので、それよりは負担は少なくなるだろうとは思いますが、概算としては、そのような経費がかかるというふうに、私どもは考えております。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 6点にわたって、今回、質問をさせていただきまして、結論的には3年保育については、岩滝については部屋がないと、それから老朽化の問題等でございます。それから経費についても一人当たり、雇えば600万円、それから、人数等を掛け算すると2,000万円ぐらいかかると。それから、また、3歳児は、非常に手がかかると、こういった意見でですね、3才保育はできないと、こういったふうに私は受けとめさせていただきました。

それで、話がまた、最初に戻って申しわけないんですけども、それでは三河内幼稚園の今後について、これこの議場の場でも、今まで町長、また、教育長の答弁の中で三河内幼稚園はなくなさないとこの答弁を聞いたことがあるわけですけども、これこのまいますと、非常に存続が危うくなってくると、このあたりを果たして延長保育、このあたりの対応だけでやっていけるのかなと、それから、なぜここまで言いますかという、今までも述べてきましたように、地域での位置づけ、あるいは今まで果たしてきた役割、こういったことを鑑みまして、今回、この質問をさせていただいています。もう一度、じゃあ三河内幼稚園、今後、どのようにされていくのか、どういうふうにしていかれるか、お伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。確かに三河内幼稚園、ある意味では存亡の危機というふうにも言えると、私どもも認識しております。そのために園挙げて、その園児獲得という言葉は、よろしくないかもしれませんが、たくさん園児が来るように園のほうも、いろいろ頑張っておることも事実でございます。例えばKYTのほうで園を紹介しながら、募集をしていますということも広報させてもらいながら、園としても頑張っておりますし、私どもとしても、その多くの子供が三河内幼稚園へ来てもらうための、いろいろな施策については考えていきたいと、そのように思っております。

いずれにしても、先ほど、だからといって、人数が少ないからといって、今すぐ、その三河内幼稚園を閉園、廃園にするというような、そんな思いは、私のほうにはありません。先ほど申しましたように、子ども会議の取り組みとしての、本町におけます就学前の子供たちの保育、教育の、その方針、施策の中で、やはり考えていかなければならないことだとも思っております。しかし、議員がおっしゃいますように、3年保育が実施できないかどうかということにつきましては、その点につきましては、私どもも現在、まだ、検討、研究はしておりますけれど、今のところ、今まで答弁させてもらいましたように、僕は、その子ども会議の取り組みの中で考えていきたいというふうには思っております。

ただ、それが出るまで、何も考えないという、そうしたつもりはありません。研究はしていきたいと、そのように思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） これで最後にさせていただきますけれども、子ども会議、あるいは検討という言葉

葉も今、出てきたわけですが、これは現実問題ですね、一番最初の質問で申しましたように、喫緊の課題であるというふうに私は認識しておりまして、これは非常に早急に急いでいただきたいと、幼児教育を受けたい、こういった保護者のニーズはあるわけですし、それが、こういった制度の違い、他の自治体との制度の違いによって断念をしなければならない。こういったあたりがですね、行政のほうで、できることならば対応していただきたいという思いから、今回は質問をさせていただきました。

ぜひとも、あまり時間をかけずに今までも研究をされておりますけれども、さらに研究をしていただきたいなというふうに思いまして、質問を終わります。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 最後に、私のほうの答弁を最後に、議員のご質問、ご指摘につきましては、重く受けとめさせていただいております。

議長（赤松孝一） これで浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

少々早いようでございますが、ここで休憩に入りたいと思います。お昼からは、13時30分から開会しますので、よろしくお祈いします。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午後 1時30分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、4番、杉上忠義議員の一般質問を許します。

4番、杉上議員。

4番（杉上忠義） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお祈いいたします。

先ほどの昼のニュースで春闘の大企業の集中回答日で、きょうはあります。定期昇給は維持で、ボーナスは増の回答が相次ぐと報じられておりました。一方、生活保護受給者は昨年12月の時点で215万人を超えて、過去最多となったと報じておるところでございます。まだまだ、厳しい雇用情勢が続いていると報道されておりました。こうした中でございますけれども、本町の財政運営と重要仕訳の取り組みについて質問いたします。

事業仕訳の訳が、どういう訳なんだというわけで、聞かれておりましたけれども、問い合わせましたが、これは公務員が事業仕訳を積極的にやったんだということを知るために、あえて帳簿の仕訳をつけたというふうに聞いておりますので、よろしくお祈いいたします。

府県、市町村の新年度予算案が相次いで報道されましたが、一般的に首長は積極予算を組もうとされますが、事業の選択の集中で予算規模を集中させることが、町民に理解を求めることが必要になってきたというふうに思いますが、まず、町長の考え方をお尋ねいたします。

2013年度の予算案で地域自主戦略交付金、一括交付金を廃止するなど、時の政権が政策の道具として地方交付税を使うことに地方からは強い批判が噴出しています。特に自治体が独自に決めてきた、地方公務員の給与を地方交付税削減とセットにすることに、首長から批判が出るのは当然だと思います。全国知事会会長の山田知事は、地方の給与は国が決めるものではない、今回のやり方は交付税制度に禍根を残すと、政府の姿勢を批判したと報道されています。こうした中で2012年の京都府内の公務員給与指数、ラスパイレス指数が発表されました。本町は99.8%でありました。こうした中で、このことに与謝野町は、どう対応するのか、お尋ねい

たします。

国の予算で、もう一つ大きな問題は生活保護基準の引き下げであります。国会の予算委員会でも議論されているところではありますが、龍谷大学の只友教授の講演、花園大学、吉永教授、共同通信編集委員の評論を引用して述べさせていただきますと、今回の政府の生活保護基準の大幅な引き下げ案は、社会保障政策の転換の象徴と言えます。基準額の引き下げによってセーフティネット、安全網の底が割れ、さらにはほかの制度への影響が懸念されています。例えば、就学援助、就学援助の収入基準が生活保護と連動して引き下げられると、それを上回る収入のある家庭への支給は打ち切られることとなります。住民税の非課税限度額や介護保険料の基準、さらには最低賃金などに多方面に影響が及ぶと指摘されています。実際に、本町での影響は、どうなるのか、お尋ねいたします。

先ほど述べました京都府相楽郡笠置町、人口1,626人、KBSテレビで温泉施設、笠置いこいの館のコマーシャルが流れております。笠置町の職員版事業仕分けの取り組みについてであります。このほど笠置町の職員から直接、話を聞く機会がありました。この事業見直しは高齢化率の上昇、人口減少や財政難のもとで必要のない事業をやめ、その財源を有効活用することを目的とするものであって、町職員より要望している給与改善のための財源を生み出すものではないことを確認し合い、町職員として事業仕分けに取り組み始めたことは大変評価できることとあります。本町も一律に予算カットするのではなく、めり張りをきかせた予算編成をするために町当局みずから事業を見直してみる必要があると思っておりますが、町長の見解をお尋ねいたします。

2点目の質問でございます。海の京都構想と与謝野町の観光についてであります。京都府と北部5市2町、民間が一体となって取り組む新たな観光戦略「海の京都」がスタートしたと盛んに報じられています。これまでの丹後広域観光キャンペーン協議会を発展させて、綾部市、福知山市も参画し、7市町に一つずつ集客の見込める拠点をつくり、京都市を中心とする陸の京都に対する海の京都を前面に観光をアピールする取り組みになっています。京都府は新年度の当初予算案に6億1,600万円を盛り込み、事業を本格化させるとしています。11日には国土交通省出身で観光政策に非常に明るい岡西副知事が来町されまして、ちりめん街道、SL広場、古墳公園などを視察され、ちりめん街道の住民代表者らに直接、海の京都構想をお話されたと聞いております。このことにより地域住民の期待も高まっているところでございます。

こうした取り組みが始まることは京都府内の2010年の観光入り込み客数のうち65%は京都市に集中しております。綾部、舞鶴以北7市町村は863万人で、2001年に比較いたしますと29万人も減少していることから、観光消費額も約20億円少ない224億円に落ち込んでいるという大変強い危機感のあらわれではないかと思っております。一方、この取り組みの背景には高速道路網の整備、北近畿丹後鉄道に新型車両の導入、京都舞鶴港に2,000人規模の大型クルーズ船が外国から初めて寄港するなど、人と物の流れに大きな変化をもたらすことが想定されます。本町の観光客80万人の目標を達成するのに、この戦略をどう生かしていくのか、お尋ねいたします。

本町におきまして、この構想を成功させるためには官と民が一体となり各地域の魅力、独自性をどこまで発揮することができるか、地域力が試されていることとなります。そこでまず、本町の戦略拠点となっていますちりめん街道と町内の観光施設とのネットワーク強化を行政がリード

して観光施策を前に強く進めていくことが求められています。町長の見解をお尋ねいたします。

以上で、第1回目の質問といたします。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 杉上議員ご質問の1番目、財政運営と事業仕分けの取り組みについてお答えいたします。まず、事業の選択と集中により予算規模を縮小することについて、町民に理解を求める必要性についてのお考えでございますが、施策というものは、その時々必要性により実施していくものであり、そのボリュームの大小により予算規模も増減してまいりますし、必要な財源が見込めて初めて事業が計画できるわけですので、いつも積極的予算が組めるといったことにはならないというふうに考えております。限られた財源の中で有効で効率的な予算執行に心がけていくということが基本であるというふうに考えております。

当町でも有線テレビ拡張事業等の大規模事業に取り組んだ年度では、規模が大きく積極型の予算になりましたが、ご存じのように平成25年度当初予算編成に当たっては、当町の身の丈に合った、持続可能なまちづくりを推進するため、まずは無駄を省き、総予算を大幅圧縮するよう平成25年度から3年間、通常経費の5%一律削減を指示いたしました。この持続可能な考え方が、私の基本的な思いでございます。そのような中で、各種団体への補助金などにつきましても、苦渋の決断ではありましたが、皆様にご理解、ご協力をいただき、一定削減をさせていただきました。

このような、今回の取り組みで平成24年度の通常経費と比較して1.1%の削減効果となりましたが、一方で扶助費、物件費等、どうしても削減が難しい現実もあり、残念ながら予算規模の大幅圧縮にはつながりませんでした。さらに特別会計への繰出金の増加も重なり、平成25年度当初予算案は、財政調整基金から4億2,000万円を取り崩さなければならない危機的な状況となっております。このような状況ですので、通常経費の一律削減では限界があり、このほど作成いたしました財政見直しからも明らかであるように、来年度以降は、さらに予算編成が厳しくなる見直しであり、今後、事業の縮小、廃止についても検討し、大幅見直しを進めていかなければならないというふうに考えております。現在、実施しております各種事業は、住民サービスに直結するものばかりであり、すぐさま縮小、廃止というわけにはいきませんので、事業ごとの費用対効果をはじめとした一定の事業評価を、まずは職員が行うとともに、関連団体との調整など、さまざまな角度から検討していく必要があるというふうに考えております。

また、政府が地方公務員給与の削減を前提に、地方交付税の減額を決定したことについてどう対応するのかというお尋ねでございますが、平成25年度の普通交付税については、人件費分の削減はされるものの、算定費目の中に過去の人件費削減努力を反映し交付される地域の元気づくり推進費が創設されております。この地方元気づくり推進費は、給与水準や職員数削減の要素で加算されるものであり、本町は国家公務員の給与カットがされる前のラスパイレス指数では、合併以降90%台の前半で推移しており、職員数につきましても第1次行政大綱の職員定数管理計画を上回る削減を進めてまいりましたので、本町においては、交付税における人件費分の削減を鑑みましても、地方の元気づくり推進費で補填されるような形となり、大幅な交付税削減にはつながらないものというふうに考えております。

今回、国が地方自治体の給与を交付税の減額という形で一方的に削減される手法は、これは山田知事もおっしゃっているように交付税制度の趣旨からいたしましても、いかがなものかというふうに考えております。これまでの自治体独自の努力を加味されるというものの、本来あるべき姿ではないというふうに考えております。

次に、生活保護基準の引き下げに対する影響力についてお答えいたします。生活保護基準が引き下げになりますと、町の制度など、多くに影響があるものと推測されます。まず、基準の引き下げに伴い、生活保護が受けられなくなると生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助等8種類の扶助制度が受けられなくなります。ご指摘がありました就学援助について申し上げますと、この制度は町内に住所を有し、かつ町立の小学校、または中学校に在学する児童、もしくは生徒の保護者で、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者や生活保護に準ずる程度に経済的に困窮していると教育長が認める者に対し、就学援助費を支援する制度であり、学用品費、体育実技用具費や学校給食費などを援助する制度でございますが、生活保護から外れますと、この要保護者に対する支援が受けられなくなります。

次に、医療面では、生活保護から外れると国保などの医療保険に加入していただくこととなりますので、低所得者については軽減があるものの保険料の支払いや、治療を受けた場合の一部負担金の支払いが発生することとなります。このほか、住民税の非課税限度額が、これに連動した場合は保育料、介護保険料の軽減、高額療養費の自己負担限度額の適用や最低賃金にも影響があるというふうに言われております。

さらに、与謝野町の町民税非課税世帯に対するサービスとして、介護用品の支給制度、福祉電話の設置、住宅改修制度の上積み補助など、多くの助成制度にも影響があるものというふうに推測されます。

次に、ご質問の後段でお尋ねの一律に予算をカットするのではなく、メリハリをきかせた予算編成をするために、町みずからが事業見直しをすることの見解をお尋ねでございます。通常経費の削減については、5%削減という目標は達成できなかったものの、職員みずからが危機感を持って与謝野町の予算の現状を改めて認識するとともに、事業の必要性、費用対効果について再検証する一つのきっかけになったというふうに考えております。この点では大きな意義があったものと思っております。通常経費の削減は、結果1.1%減にとどまっており、今後とも一層削減に努めるとともに、通常経費以外の投資的経費や各種事業について、今後は議員ご指摘のとおり、まずは町内部で、その事業見直しを行っていかねばならないというふうに考えております。まずは、PDCAによる評価をしっかりと行い、事業の見直しを進めていきたいというふうに考えております。

ご質問の2番目、海の京都構想と与謝野町観光について、お答えいたします。海の京都構想では、京都府北部地域を対象地域として、平成26年度までに予定される京都縦貫自動車道の全面開通や、京都舞鶴港への大型客船の寄港、北近畿タンゴ鉄道のデザイン車両の導入などの基盤整備が進む中で、平成27年度をターゲットイヤーとして、魅力ある観光まちづくりを総合的、かつ計画的に実施していくことを趣旨とされております。

この構想の特徴といたしましては、まず、推進体制についてですが、次の三つの組織で構成され、それぞれが役割分担をしながら、協働でプロジェクトを推進していくとされております。ま

ずは、海の京都実践会議は、地域内で活躍されている民間事業者や経営専門家等で構成され、事業提案や助言を行う組織となっております。

次に、海の京都観光推進協議会は、これまで丹後地域の広域観光について、5市町で取り組んできました丹後広域観光キャンペーン協議会を福知山、綾部が入った府北部7市町で再編拡充し、海の京都の広域観光事業の実施主体となります。三つ目の海の京都プロジェクトチームにつきましては、京都府と構成市町で構成され、海の京都構想全体の実施主体となるもので、この三つの組織で構成をされております。もう1点の特徴といたしましては、発信力と集客力のある戦略拠点形成を形成するもので、この重点的に整備を行う戦略拠点では、統一感のある景観整備や観光関連施設のリニューアル、食事や土産物のコンテンツのブラッシュアップなど、事業を集中的に実施していくもので、構成市町で各1カ所を選定することとなっております。与謝野町では、加悦地域のちりめん街道を中心に、道の駅シルクのまちかや、それから、リフレかやの里周辺までをエリアとした、昭和モダン・シルクの里もてなしゾーンを選定いたしております。

本町におきましても、平成20年度に観光振興ビジョンを策定し、観光協会とも連携した観光振興を進めておりますが、与謝野町独自の観光振興のまちづくりは、まだ難しいというふうに感じております。海の京都構想が検討された背景にもありますように、この数年間で高速道路などの基盤整備がされることや、平成25年度には、舞鶴港へのサンプリンセス号のような大型客船の寄港、アセアンファッションウィークの舞鶴開催などが予定されている、そうした中で平成27年度に向けた、この取り組みが、府北部地域を観光でアピールできる大きな機会であるというふうに認識いたしております。このため海の京都構想でのさまざまな事業展開を広域観光まちづくりの絶好のチャンスととらえ、与謝野町の観光まちづくり、さらには産業振興にも生かし、キーマンとなる観光協会や商工会とも連携、協働しながら、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。議員におかれましても、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

以上で、杉上議員への私からの答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ありがとうございます。町長の答弁で財政の問題では、各種団体にも5%の削減を依頼し、協力をいただいたということでした。地方公務員の給与の件でございますけれども、やはり今、町長おっしゃいましたように国と地方公務員が同じ指数のレベルで比較されるのは、かなり無理があるというふうに思っております。例えば、福利厚生の中でも国家公務員と地方公務員、大きく違うというふうに思っております。

そこで当町も合併以来、リストラ、人員削減を行ってこられたわけですが、もうそろそろこの辺でですね、人材の継続的な投資が必要になってきたというふうに、私は思っているところでございます。人材に投資することによりまして、町行政サービスの付加価値を生むという新たな事業が展開できるというふうに思いますし、社会の安定と競争力、地域間競争力につながるというふうに思っております。このリストラと職員の給与の関係につきまして、町長の見解をもう一度、お尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 第1次行政改革大綱の中でもですし、総合計画の中でも、やはり今後の町の財政

見通しというものを立てた中で、一定の方向を示させていただきました。そうした中で、町としては、やめていかれる方、不補充というわけにはいきませんので、やはり毎年、毎年、わずかでも、やはり新しい職員を入れることによって、新陳代謝が生まれたり、あるいは継続して事業を進めていくための、そうした人事をしていくためには、やはり職員を雇用していくと、継続して雇用していくということが必要だと思います。数を見ますと、確かに計画しておりました数より減っております。しかし、中身を見てみますと、やはりそれぞれ専門職といいますか、保健師であったり、保育士であったり、それから理学療法士であったり、ある程度の、そうした資格を持った職員の雇用が必然とされるような、そうした状況になってきております。そうしたことを考えますと、今後におきましても、そうした職員の数もさることながら、いろんな質も問われてくる、そうしたことになるかと思っております。そうした意味では、できるだけ町の職員として、やはりいろんな専門性を持った者、また、あるいはオールマイティに、いろんな仕事のこなせる職員といった者も、これ必要になってまいりますので、今後につきましては、数だけではなしに、そうした質を上げる、議員の皆さんからもご指摘いただいているように、やはり職員の研修というようなことも含めた、総合的な考え方が必要になってくるものと思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） わかりました。もう1点、自治労京都府本部の情報によりますと、地方公務員の給与につきまして、大きな山場が6月議会に来るのではないかとというふうに予測されております。本町は自主的に給与削減に取り組んでおられるわけですが、この大きな山場につきまして、国のほうは7.5というのが一つの数字が出ておるわけですが、この点の予測といいますか、取り組み方といいますか、その点につきましてお願いしたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） よその町は、どうかわかりませんが、与謝野町にとりましては、国が、そうした給与を削減をというのに対応してということではなしに、与謝野町は与謝野町として、平成25年度、特に予算編成が非常に厳しいという状況の中で、町の一つの方向性として、職員の3%カットや、我々の5%カットというものをお願いしたということですので、ちょっと国のほうの形がどういうふうになるかは、私自身もきちんと把握はいたしておりません。

しかし、先ほど申し上げましたように、既に、そうしたことで給与の削減、もちろん職員数の削減に取り組んできておりますので、もう既に、常に90%のラスパイレスは、そうしたことがずっと続いておりますので、町としては、今の形で進めていきたいと、それに対してペナルティーがあるのかどうか、また、先ほども申し上げましたように、それはそれとして、そうした取り組みをしているところには、地域の元気づくり推進費というようなものが創設されておりますので、それらが補填されるような形となりますと、大幅な削減にはつながらないだろうというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） わかりました。続きまして生活保護基準の引き下げでございます。町長の答弁では本町の実際の影響がある制度につきましてご回答いただきましたけれども、この影響があることはわかったんですけども、さて、その影響を、どう和らげるかという本町独自の取り組みを考えていただきたいというふうに思うわけでございます。かなりの許容量を超えた不況が続いておる

わけでございます。その辺につきまして、答弁をいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今のところ、そうした国の生活保護に対する施策が切り捨てられてくる中で、どれだけ与謝野町にとっては、また、そのほかの町もですけども、どの程度、影響が出るのか皆目、まだわからない状況ですので、それによって、どう対応していくというところまでは、まだ、しておりません。検討もしておりません。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひとも、国の動向を見きわめていただきまして、本町独自の取り組みができるような体制をとっていただきたいというふうに思います。

事業仕分けにつきましてですけども、これは職員が危機感を持ってですね、与謝野町独自にやっているというふうに今、答弁をいただきました。やっていただくのはいいんですけども、それを議会、あるいは地域の皆さんに公表しながら、取り組んでいけないかなというふうに思ったりするわけでございます。この点につきましては、公表して同時並行で議会、住民ともどもやっていけるかどうか、答弁をいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのお気持ちはわかるんですけども、現実の問題として、そうしたものを予算編成したりする中で、それを公表しながら同時に進行していくということは、非常に極めて難しい状況だというふうに思います。ですから、ある程度の予算編成をする中で、去年はこういうことをしたけど、これをこういうふうに変えましたとか、削減しましたとかいう、そういうご報告ならできると思うんですけども、同時にということについては、非常に時間的な限られた中でのことでございますので、常々から考えておけばいいということになるのかわかりませんが、ちょっとそれは今の段階ではお答えすることはできません。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 笠置町の資料を読みますと、学識経験者を委員長にいたしまして、いろんな多種多彩の方々が委員会を編成しまして、検討結果まとめシートというのを公表されております。こうした点が非常に重要ではないかというふうに今、思うんですけども、ぜひとも、この点についても考えていっていただきたいなというふうに思うわけでございます。

一番苦勞をされたのは、国・府からですね、補助を受けている実施されたものは簡単に廃止できない事業が多々あったというふうな報告がございます。本町も今、町長の答弁では職員が危機感を持って見直し、検討されているとお聞きしましたがけれども、この国・府から補助を受けているから、本来は与謝野町としては、廃止、取りやめたいという事業がある場合、どのような対応をされているのか、この点をお尋ねしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 笠置町が、どういう形かはわかりませんが、この事業をするにはいろんな予算を組むときに国・府の補助が要るから申請してやっているわけですので、それができないというのであれば、初めから申請しなかったらいいという話になるだけのことではないかなと思うんですけど、継続的に続けてられるものを途中でやめるということではできないという意味かなというふうには思ったんですが、ちょっとその辺がわかりません。確かに笠置町は京都府下でも大

変財政的にも苦しい小さな町でございますので、本当に四苦八苦してやっておられると思います。そういう意味では、与謝野町はパイが大きいですから、そうした中で埋もれてしまっているいろんなことがあるかも知れませんが、今回、非常に、そうした一つのことを縮減していこうと思っても大変厳しいということがわかりましたので、経常的な、あるいは通常の、そういう経費以外に、やはり縮減していこうと思えば、今やっている事業でも、ある程度の費用対効果を見きわめた上で、もうこれはやらないという、そういう選択も必要になってくるかなと思っております。

どうしても、この住民の方の生活上、必要なことはですけれども、それ以外については、若干、今までとは違った事業の展開であったり、あるいは、その事業そのものがなくなると、やめるといふ、そういう選択肢もしていけないと、なかなかそうした財源というのは生まれてこないということが、職員もはじめ、よくわかったのではないかというふうに思っております。ですから、まずは自分たちで、先ほど言いましたプラン・ドゥ・チェック・アクションというか、そうしたPDCAの、そうしたことを、まず、自分の担当課でやってみて、そして、これをどういうふう改善していったらいいかというふうな、そうした積み上げが結果的に、そうした予算というか、財源を有効に使っていきける、そうしたものにつながってくるんだというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 続きまして、非常に期待が大きいわけでございますけれども、海の京都構想についてでございます。町長の答弁ではちりめん街道、あるいはリフレを中心にした昭和モダンとシルクの里で集客と発進力を取り組んでいくということでございます。これを実現するために、先ほど質問いたしました町内の観光施設を、ネットワークを強化して観光ルートをつくっていくということが非常に求められているのではないかと思うんですけれども、このネットワークの強化を実際に取り組んでいただくために、やはり残念ですけれども、まだまだ、観光協会は力不足でございます。行政が、ぜひともリードしていただきたい施策だと思うんですけれども、この点につきましてもう一度、お願いいたします。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 3月11日に岡西副知事も、また、足を運んでいただいて、その商工会館で商工会、そして、観光協会、そして、ちりめん街道を守り育てる会等々、関係者が集まりまして、それぞれの意見交換をさせていただきました。その中で岡西副知事がおっしゃっていたのは、やはり、ここにしかない、あるいは、ここに来てしか感じられない、そうしたものを、やっぱり掘り起こして、それを発信していくということが必要だということをおっしゃっていました。要は、このちりめん街道は、すばらしいというものをつくるということなんですけれども、それはここを愛する人たちが誇りを持って、それを発信していくと、そのことが大事であって、どこにでもあるようなことのまねをするのでは意味がない。やはりここにしかない、ここに来たら機音が、音もそうですし、機音が聞こえるだとか、あるいは歴史を感じられるだとか、文化や、そうした自然を考えられるということが、そこに行かなければ感じられないものをつくっていくと、そして、そういうものをつないでいくということが大事だというふうにおっしゃってましたし、中途半端なものであるんなら、時期を待ってじっくりとやっていけばいいし、できることからきっちり本物のものをつくり上げていく、そういったことが大事だということで、いろんなアドバス

をいただきました。SLなんかもそうだというようなお話でしたし、こうしたちりめん街道の活気づいた町並みを復活するという、そのことも大事なんですけど、やはりここにいる人たちが誇りを持って、それを発信していくような仕掛けを、大勢のアドバイザーの方もおられますので、そういう人たちの力をかりながらやっていくという方向性が見えてまいりましたので、我が町のものだけではなく、外部からの人の、いろんな目を、あるいは力をかりる中で、まずは、このちりめん街道の周辺に光を当てていくと、それがひいては、ほかのところへもリンクしていきたくらうというふうに思っております。

その中では、確かに一番問題になるのが、この町内の足だというふうにも思っております。サイクリングなんかを利用したらと言われたんですけど、そういうのもありますと言うたら、どの駅にも、そんなものは見当たらなかったなんていうことですので、やっぱりそれぞれ気がついたことに光を当てていく努力を、やはりこれからしていく必要があるというふうに改めて感じたところですけれども、どちらにしましても、みんなの力を合わせて、うちから内発的な地域づくりをやっていくという、そうした心意気ですか、そうした気持ちが大事だということはずくづく考えさせられました。今後、観光協会、あるいは商工会、町もですし、それぞれ力不足のところがありますけれども、外からのいろんなアドバイスやら、そうしたものをいただく中で、この地域を活性化していく方法を皆さんと一緒に考えていく必要があると、それがやっとならぬかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） いろんな取り組みが進展するというふうに、期待が地域住民の中でも高まっていると、先ほど申し上げました。そこで前回の議会でも指摘したんですけれども、ちりめん街道ひなめぐりで、3月3日から開催して、多くの方に訪れていただいておりますけれども、非常に残念なのは、前回、申し上げましたように観光消費額がですね、一人当たりの消費額が与謝野町は788円と、非常に低いと、この辺を解決しないことには経済的波及効果が非常に弱いというふうに数字では出ております。その後、ヒット商品づくりにつきまして取り組みが行われたのかどうか、先日ですか、新聞報道もされましたように、外国人観光客でナンバーワンをとられた方も出ましたけれども、こういった点をですね、ぜひとも解決する方法がないかという点と、これはいつも地元の住民の方の間でも話し合いがあるんですけれども、休憩したり一服するところの経営が困難になって、商工会青年部も大変苦労しておられますけれども、どちらが先かということが、お客さんが多くなるまで待つのか、それとも先行投資してですね、お客さんを呼ぶのか、非常に難しい選択をいつも迫られております。

何度も言いますけれども、ここはやはり行政が地域住民の方を励まし、少し肩を押していただかないと、なかなか前へ進まないというふうに思っております。この点、ぜひとも町長の見解をお尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、地域からの内発的な、そういうまちづくりが大事だという点で、今回、集まって、いろんな話が出ましたけれども、それぞれが、それぞれの思いを述べるにとどまっているわけですね。ですから、そこを活性化していくにはどうしたらいいか、例えば、トイレ一つつくるにしても、どこかの施設を利用してするの、いや全く新しいも

のをつくるのか。ですから、あそこ全体の、やっぱり第三者から見て魅力ある、そういう地域にするには、どうしたらいいかというようなアドバイスをまず、いただいて、みんなで、それを研究をして、それじゃ、こういう形の、こういう方向でいきたいと思いますというものをかためた上で、やはりそれに一つずつ解決をしていくということでない、行政がやってくれ、いやいやそれは、どこがやるんだみたいなことでは、なかなか前へ進まないと思いますので、今回、つくられました三つの中で、そうした、この周辺の、それぞれいろんなプロの方であったり、いろんな情報をお持ち、人脈をお持ちの方々がございますので、その方たちに一遍、ここの地域を見ていただいて、どういうふうな処方せんを書いてもらったらいいか、その辺のところから、まずはやっていきたいなというふうに思っております。

今度、議会の最中になるのか、3月25日も、皆さんにもご案内が行っているかと思っておりますけれども、景観のまちづくりの講演会があります。2時からですので、ちょっと我々が難しいんですけども、やはりいろんな、そういう機会、みんなでどういった景観を生かしたまちづくりがいいのかというふうなことを考えたり、あるいは研修していくようなことが必要かなというふうに思っておりますので、そうした仕掛けをできるだけ早く、これは行政が動いて、そうした会議の皆さん方をお願いするなり、岡西副知事をお願いして、そうした皆さんが頑張っていこうという思いを持てるようなことができたかなと思います。せんだって来られたのも、岡西副知事が直接、自分の思い、あるいは考え、また、今回の取り組みを説明していただきましたので、そこにいた方は、よくおわかりになったんじゃないかと思っておりますけれども、そうしたことを多くの方に知っていただいた上で、取り組んでいくということが必要かなというふうに感じております。

まずは、そうしたところから手をつけていきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 京都府の見解では、平成24年、25年、集中投資をして、この戦略を成功させていきたいというふうに聞いております。ぜひ、この絶好のチャンスを生かしていただきまして、与謝野町の観光はですね、大いに前進することを期待して、私の質問といたします。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっときちんとしてのご案内ができなかったもので、それだけ景観まちづくりセミナーのご案内ということで、これは、この与謝野町商工会と、京都府の商工会連合会の主催で、ずばり空き家活動と地域の未来、景観まちづくり、ちりめん街道の活性化に向けてというようなことでセミナーが開かれますので、また、機会がありましたら、ぜひ3月25日、月曜日でございますということで、ご案内だけさせていただきます。

4 番（杉上忠義） どうもありがとうございました。

議 長（赤松孝一） これで杉上忠義議員の一般質問を終わります。

ここで40分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時21分）

（再開 午後 2時40分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に、13番、井田義之議員の一般質問を許します。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、第49回の3月定例会で一般質問の通告に従い、3点させていただきます。

まず、一つ目ですけれども、都市計画等についてということで、私は与謝野町の議員として一つのまちづくりを目標として活動をしてきたつもりであります。合併後のまちづくりの原点は一体感の醸成であり、町民同士のきずな、災害時等の助け合い、旧町を超えた輪の育成等々、3町立、与謝野町からの脱皮は町長はじめ我々の責務であると考えています。そんな思いを込めて質問をいたしますので、よろしく願いをいたします

そこで都市計画等について、町民の不平等の解消はできないか、今まで、なぜできなかったのか。私なりに反省もいたしております。本日は参考資料として19年6月、9月、21年3月、9月、それから22年3月と23年3月は糸井議員が質問をされました議事録を参考に、また、先日の後期基本計画の質疑を思い出しながら、質問をいたします。加えて総合計画や通告には漏れていますが、屋外広告物の基準等を定める規則も含め、その他も見ながら通告に従って行きたいと思っております。

そこで1点目ですけれども、合併から7年、新町の一体感の醸成のため町民の権利、義務の平等は欠かすことのできない最小限の条件だと私は考えています。特に土地利用だとか、家屋の建築、景観、看板等で法もとの不平等を続けることは好ましくなく、国の動き、府の動向を理由に行政の具体的な考え方が示されないのは納得ができません。総合計画や基本計画を踏まえ見解を尋ねたいと思います。

その前提として、一つ目ですけれども、与謝野町都市計画審議会の現状、並びに町の現状を京都府の都市計画課に報告し協議をされたか。これにつきましては、先ほど言いました議事録に出ております問題は別にして、糸井議員が質問された、その後、京都府とどういう協議をされたのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、二つ目、与謝野町の景観審議会の開催状況、この件につきましては、議員からも一人、委員が出ておりますけれども、現在、その報告は聞いておりませんので、どうなっておるのかも含めお願いをいたします。

三つ目に、天橋立地域景観づくり計画が施行されて4年3カ月が経過しました。今の岩滝町の、この状況については、どういうようになっておるのか。当時、質問をしましたときに、岩滝町民の方との説明等、いろいろな情報交換はできておるのかという質問をしましたけれども、その後の関係は、町民に対する理解はどうなっておるのか、お尋ねをいたします。

次に、以上を踏まえた条件整備は、今後のまちづくりと一体感の醸成に必須条件と考えますが、見解を伺いたい。きょうまでの答弁では、建設課長の答弁でも、まちづくりが先ですということをおっしゃっておりますけれども、まちづくりのグループ分け等の方向性については、総合計画の中にもありますし、それから美心与謝野にも細かく、こういう状況で与謝野町の将来をつくりたいというのが出ております。これは、いつも言われますまちづくり本部会の中で協議をされた部分も含んでおるのではないかなということでもあります。

きょうまで、できなかったのはなぜでしょうか。私が思いますには具現化の決断ができてないだけ、具現化をするつもりがあれば当然、与謝野町としての今後の方向、いわゆる不平等の解消

に向けて努力をされたり、また、協議をされていたというふうに考えております。この点について質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、二つ目ですけれども、昨年に引き続いて遊休資産の活用について、質問をさせていただきました。後期基本計画に遊休資産の活用計画が明示されておりませんでした。過日、質問をいたしました。遊休資産の活用は、運用の仕方によってはゼロ予算でも実施できる部分もあると思いますし、前回の質問後の協議の結果、今後の具体的な施策をお尋ねをしたいと思います。

昨年9月に一般質問を行いました堀口副町長の答弁では、平成19年6月に副町長を委員長とする与謝野町町有財産活用推進委員会を設置した。委員会で把握しております町有財産のうち遊休資産については、合計84件、面積は25万2,721平米あるという答弁をいただいております。それを委員会として五つの区分に分けて、Aの区分については売却予定、Bの区分については賃貸、Cの区分については未処分地、Dの区分については契約の見直し、Eの部分について契約の継続の五つに分けたと、そして、売却予定のAの区分について11件、8,148平米、Cの区分、未処分ですけれども38件、217平米あるということで、答弁をいただいております。そして、今後におきましても、本来の目的を踏まえつつ遊休資産の見直しについて、さらに研究を重ね、処分や貸し付けを積極的に推進していきたいということの答弁をいただいておりますので、今回、先ほど言いました前回質問後の協議の結果、何回協議をされて、どういうことを協議をされたのか、具体的に伺いたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、阿蘇海の浄化について質問をさせていただきます。まず、阿蘇海の浄化について、質問に入りますまでに、過日、石川小学校の5年生の松本君の作文が京都新聞に出ておりました。僕が大好きな丹後の川、丹後の川は一言では言いあらわせないほど美しい、魚はいつも生き生きと泳いでいる。それも地域の人たちが、いつもきれいにしてくれているからだ。僕は、こんな丹後に生まれて、とっても幸せだ。丹後の川が美しいのは地域の人が、川の周りのごみを拾ったり、川にごみを出すなという合い言葉をみんながしっかりと守ったりしているからだ。こうした人々の心を受け継いでいくのは、僕たちの使命なんだ。僕たちが大人になったとき、子供たちが感じてくれるような何十年も何百年も引き継いでいかなくちやいけない美しい川という丹後の宝を。小学校5年生の作文であります。

また、通告のとき、私自身、交付税の使途についてはお聞きをしておりませんでしたので、阿蘇海の浄化に使えないか、基金等として積み立てできないかということを書きましたが、その後、2月27日の新聞で宮津市の発表で面積、交付税等、面積については4.8平方キロ、金額については250万円、増収分は浄化に使うというのが、担当者の声として出ておりましたし、また、提案説明のとき、太田町長のほうからも、そういう説明があったということで、ちょっと行き違っておりますけれども、そのことを知らないときの通告でありましたので、お許し願いたいと思いますし、これについては20年9月に質問をいたしました。そのときの答弁も踏まえて今後の浄化について質問をしていきたいというふうに思います。

天橋立は世界遺産の登録を目指されております。天橋立については、私が知っております範囲でかいつまんで申し上げますと、7000年前から野田川の砂と対馬海流の流れによって2000年前には現在の橋立の姿ができた、白砂青松の松並木ができたというふうに聞いておりますし、江戸前期の儒学者、貝原益軒が宮島、松島とともに日本三景の一として世に広め、ま

た、和泉式部や娘の小式部内侍の「大江山いく野の道は」で有名な百人一首もあり、観光地として多くのお客さんをお呼べるようになったというふうに、私は教えられております。ところが最近の新聞やらを見ますと、阿蘇海が、なぜこんなに汚いんだと、これも阿蘇海の浄化に取り組んでいただいております阿蘇海環境づくり共同会議の皆さんからは、天橋立の内海、阿蘇海が悲鳴を上げていますというようなチラシも全戸に配布をされております。こういう状態でほっといいのかどうか、阿蘇海について、基金のことはわかりましたので、あとどういように浄化に取り組んでいくのかについて、お尋ねをしていきたいというふうに思います。

そこで基金のこともちょっと触れておきますけれども、250万円を私なりに割ってみますと、与謝野町が68万6,000円、宮津市が181万5,000円という数字になろうかというふうに思います。これの活用について一応、町長のほうからも説明もありましたので、これについてどういう格好で活用を現時点、されようとしておるのかについても一応、お尋ねをして、1回目の質問としたいと思います。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 井田議員ご質問の1番目と3番目については、私のほうからお答えし、2番目の遊休資産については、副町長からお答えさせます。

1番目の都市計画・景観条例・景観まちづくり計画についてお答えいたします。まず、1点目の与謝野町都市計画審議会の現状、並びに町の現状を府の交通部都市計画課に報告し、協議されたことがあるのかのご質問でございます。まず、都市計画審議会の現状ですが、審議会は、都市計画法により、その権限に属された事項を調査審議させるために、同法第77条の2及び与謝野町都市計画審議会条例第1条の規定に基づき設置された機関でありまして、平成19年2月20日に第1回の審議会を開催し、都市計画の制度等、審議会の必要性をご説明させていただきましたが、以後、現在に至るまで、都市計画につきまして決定、または変更を要する案件はございませんので、開催をいたしておりません。

次に、町の現状を府の建設交通部都市計画課に報告し協議されたことがあるかのご質問ですが、平成21年に行政側が取りまとめた、加悦地域野田川地域の準都市計画区域への可能性について、京都府都市計画課と協議を行いました。そのときには、国において、都市計画法が抜本的に見直しされているので、法改正が行われるまで待ったほうがよいのではないかと回答をいただきました。そして、昨年9月に国の都市計画制度の小委員会から中間取りまとめとして都市計画に関する諸制度の今後の展開について公表されたことを受け、10月に京都府都市計画課と小委員会の中間取りまとめや都市計画法の抜本改正について説明を受け、協議を行いました。最近の小委員会での議論が東日本大震災の影響により、議論が、そちらに集中しており京都府としても都市計画制度の抜本改正は、もう少し先になると考えているということでもございました。

また、町内で都市計画区域内と区域外で土地利用の規制に差異が生じていることについてどう考えるべきかお尋ねしたところ、与謝野町としては土地利用も含め、今後どのようなまちづくりを進めていくのか、ビジョンを定めてから、それを達成できるような手法を考えていくべきであり、都市計画は、そのビジョンを達成するための一つのツールとして使うべきで、旧3町間の不公平感を理由に都市計画を定めるべきではないというのが京都府の見解でもございました。

次に、2点目の与謝野町景観審議会の開催状況についてでございますが、景観審議会は、与謝野町の美しく豊かな景観を守り育てる条例の第6条で町長の附属機関として、与謝野町景観審議会を置くとなっておりますが、合併後、審議会を開催したことはございません。と申しますのも、審議会の目的であります加悦地域のすぐれた景観を守り、魅力ある景観を創造するための景観形成に関する計画・基準等については、平成7年度条例制定された後も議論を深められ、今の内容になったものと認識しており、その後の旧加悦町時代にも開催されておらず、現時点では特に見直す動きにはなっていないためでございます。

続きまして、3点目の天橋立周辺地域景観まちづくり計画が施行されて4年3カ月が経過しました。実情は関係住民の理解はという質問でございます。この計画は、天橋立を核とした景観づくりを切り口として観光振興や地域活性化につなげていくため、京都府、宮津市、与謝野町が連携し、平成20年11月21日に施行されたものでございまして、旧岩滝町の全域が本計画の景観計画区域に該当しております。実情でございますが、本計画は景観形成の誘導を図るため建築物や工作物等の基準を定め、一定の行為に届け出を求めており、届け出先は、景観行政団体である京都府となっております。丹後土木事務所に確認しましたところ、町内からの届け出は、条例制定後3件あり、うち2件は携帯電話の電波塔に関するもの、残る1件は宅地造成に伴う土地の地質変更となっております。

次に、関係住民の理解はにつきましては、本計画は宮津市、与謝野町から住民代表の方にご参加いただき検討会、学習会を開催し、計画案を策定しております。さらに岩滝地域の住民の方や民間会社、区役員、商工会会員、京都府建築士会宮津支部、宮津建設業協会等を対象に、それぞれ説明会を開催させていただいており、一定のご理解を得たものと考えております。また、本計画のリーフレットを岩滝地域に全戸配布し、与謝野町ホームページと「広報よさの」にも計画策定について掲載しております。しかし、岩滝地域の建築物の届け出対象行為は、高さが12メートルを超える場合や床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合などとなっております。届け出の事項は非常に少なく、住民の方には関心の薄い計画になっているように思います。

最後に、以上を踏まえた条件整備は、今後のまちづくりと一体感の醸成に必須条件と考えるが、見解を問うということについてお答えいたします。旧3町のまちづくりを見みますと、旧岩滝町は、宮津都市計画区域に入り都市計画事業によりまちづくりが行われ、一方旧加悦町や旧野田川町につきましては山村事業や農林事業を導入してまちづくりを行ってきました。また、旧野田川の国道176号線沿いにおいては、合併以前から商業施設の立地が集中しております。このように、旧3町のまちづくりは、それぞれの地域特性に合わせて行われておりまして、このような中で、与謝野町全域を単に都市計画だけでまちづくりを進めることが、一体感の醸成につながるのか、慎重に考えていかなければならないというふうに考えております。また、景観につきましても与謝野町全体のイメージ図の完成があつて、初めて景観の具体的なイメージがつけられるものだというふうに考えておりますので、その際には景観条例を見直す、あるいはつくり直す必要が出てくるものと思います。

それでは、次に3番目の阿蘇海の浄化についてお答えいたします。このことにつきましては、本3月定例会に議案第25号としてご提案申し上げ、先般、お認めをいただきました市町境界の決定に関する意見についての提案理由でも申し上げましたが、宮津市との境界確定により増収と

なる交付税の使途については、今のところ基金等として積み上げる予定はありませんが、阿蘇海の環境保全に活用していくことで、美しい環境、景観を次世代に継承していくことができるものと考えております。

以上で、井田議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） ご質問の2番目、遊休資産については、私のほうからお答えをいたします。後期基本計画に遊休資産の活用計画が明示されていないとのことですが、遊休資産につきましては、町民の貴重な財産でありますので、良好な状態で管理し、効率的に運用しなければならないと考えております。その中で、ゼロ予算による運用も含め、管理経費などをできるだけ抑えて有効活用できる準備をしたいと考えております。遊休資産につきましては、9月の定例会におきまして、議員から遊休資産の現状と活用について、それから、石川浪江谷用地活用の今後の予定についてということでご質問をいただいております。

その後、11月14日に町有財産活用推進委員会を開催いたしました。この中では、野田川地域の遊休土地の売り払いについても協議を行い、一定の方針を決定し、平成25年度中に売り払うべく、当初予算に測量委託料を計上しております。石川浪江谷用地につきましては、9月定例会でも申し上げましたが、公園につきましては、既に町内に多く整備されているので、これ以上は不要、また、分譲宅地、工場用地、福祉施設用地、商業施設用地としての活用も位置的には困難と判断しており、地産地消、農業の6次産業化、再生可能エネルギーなどをキーワードとした利活用につきまして、企画財政課を中心として、内部協議を進めていきたいと申し上げましたが、なかなか協議が進んでいないのが現状であります。

立地条件、形状等の問題により、どのように利活用するのか、難易度が高い土地ではありますが、関係課と協議して、最も有効な方法で利活用ができればと考えております。以上でございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） まず、一つ目の都市計画等についてですけれども、今、言われましたように岩滝には都市計画と天橋立の景観、この天橋立の景観につきましては、岩滝につきましては、今、3件だけで、あとはなかったということですが、岩滝全体がかかっているんですね。結局、天橋立云々という景観につきましては、俯瞰の部分の景観と、それから、鳥瞰の部分の景観とということで、天橋立から見た部分と、それから成相さん、ビューランドから見た部分の景観、それから、国道沿いの景観ということで、岩滝町、私は旧岩滝町が全体が、この部分にかかっているんじゃないかなというふうに思っております。加悦の景観の部分につきましても、いずれかはかかっているんですけども、そういう中で、特に都市計画につきましては建築その他、かなりのしぼりがあります。そういう中で糸井議員も、私も不平等について何とかならないかという質問の中で都市計画なり、準都市計画という提案をいろいろとさせていただきましたし、その中で、先ほど言いました議事録の中では町長の答弁でも、副町長の答弁でも、建設課長の答弁でも、いろいろと前向きに検討をするとか、いろいろと京都府なり国の動きを見ながらという前提があって、前向きに進めたいけれども進めないということ。要は町長は結局、先ほど一体感の醸成にはということをおっしゃったけれども、私はやはり、この不平等というのは、いつまでもほっておくべき問題ではないというふうに、町長自身も、そういう答弁をされております、この議事録の

中で、やっぱりほっておけないというのか、不平等は好ましくないというような意味の答弁はされております。これ何回か、先ほど言いましたように多くの議事録がありますので、それを見ていただいたらわかりますけれども、やっていただいております。

それから、建設課長のほうの答弁では、結局、まちづくり、今、町長も言われました。京都府としては与謝野町のあり方をということと言われました。そのあり方というのは、私ちょっとよくわからんのですけれども、総合計画の中には、やはりゾーンを、それぞれのゾーンを設けて、どこそこを、どういうゾーンにする。例えば活気ある市街地づくり、良好な商業地の形成、農地の保全と振興、森林の保全と育成、幹線道路ネットワークの形成、みどりのちりめん街道の整備、観光、交流、ネットワークの形成ということで、こうして、色分けでちゃんと決まっておるんですね。それを見られたんだろうと思うんですけれども、美心与謝野では、もっと細かく、もうできております。これを変えるということなんでしょうか。これはやっぱり役に立たんと、こんなもん捨てたらええんだということなのか、なぜきょうまで、これのことについて議論がされずに都市計画のことで、京都府が言うから、国が言うからできないということなのか。その辺のところは、もう一度、答弁をお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確かに一つの町の中で不平等という言い方が適切なのかどうかはわかりませんが、やはり見直していくべき場所はあるというふうに思います。しかし、今回、私自身もちょっと京都府のコメントの中に、私自身も思い違いしていたなと思うのが、先ほども申し上げましたように、旧町の、そうした違ったやり方が不公平だと、その不公平感を理由に都市計画をばんと引いちゃうということについては、それはいかななものかと、そうではないですよということ、つまり町のいろんな成り立ちや考え方やある中で、この部分は都市計画を引くべきだろうし、この部分については、その都市計画の中の、こういう準都市計画といいますか、そうした区域に入れるべきだろうし、今までどおり農振や、そうしたしぼりの中でやっていくべきだというふうな、まちづくりイコール都市計画ではないと、まちづくりイコール都市計画もあれば、いろんなゾーンをつくっていく中で、それをすべきだというような指導があったということについて、やはりちょっと私自身も思い違いをしていたところがあるなというふうに気づかされたんですけれども、それはそれとして、そこに出ているゾーン分けをしたりしてありますけれども、それを全て都市計画の中に組み込んでいくんだというものではないと、それらをどうまちづくりを進める中で、どういう形をしていけばいいのかということ、やっぱり考えていくべきだというふうには思いますけれども、そのもとのところが、国のほうも、また、京都府も、それを受けて一定の方向性を出そうとしている状況が今、整っていないという状況でございますので、する、しない、だからしないというのではなしに、やはりそれらは今後も住民の方たちの理解も得る中で決めていく必要のあることですから、やはりそうした一定の方向性が出た中で、我々のまちづくりの中での、そうした計画をもう少し具現化していくというか、ことが必要ではないかなというふうな、少し私自身の考え方の中に、ちょっと思い違いがあったという点もおわびし、訂正しながら、今後のよりよい方向性を見出していきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 都市計画の件につきましては、議会懇談会でも、岩滝地区ですけれども、当然、

かなり厳しい意見を議員にもいただきました。都市計画を何と考えておるんだと、議員はわかっているかというような厳しい意見もいただきました。都市計画について、その意見は、その意見として、私が言いたいのは、綾部でも、この間、課長とも議論させていただいたんですけども、綾部、それから福知山、結局、都市計画の見直しというのか、内容のチェックをしております。これについては京都府は地元の意見を最大限尊重しますというのが載っておるんですね。やはり、この件については与謝野町の、私は都市計画にどうしても今は、こだわりたくないと思えますけれども、そういう状態もあるということで、私自身は、ここで申し上げておると、当然、そのことは、もう町長も副町長も十分知っておられると思って申し上げておるといことは、はっきりと言っておきたいというふうに思います。

要は結局、与謝野町をどうするんだということの中で、一つは都市計画です。あとはもう、先ほど差があるというのは、看板のことでいいましたけれども、加悦の一応、看板も入っております。それから、岩滝は二つの都市計画による制限と、それから、天橋立景観計画によるしぼりがあるとわけですね。そういうあたりが、野田川についてはないということなんで、その辺はやっぱりしっかりと一遍やっていたいただきたいなど。

それから、もう一つはきょう、通告の中に書いておりませんが、与謝野町の屋内広告物の規制に関する基準等を定める規則というものもあるんですね。これは全町にかかっておるんです。全町にかかっておりますけれども、この分については、かなり一般的な部分の内容になっております。それだから、今、岩滝にかかっておる規制とは、全然レベルが違います。そういうようなことも当然、やっぱりちゃんと精査をしながら、これは与謝野町で定めたものですので、私は定めることだって、与謝野町で余り差がないように定めることだって十分できるだろうというふうに思って質問をいたしております。

それから、あまり時間がないのであれです、このことにかかっておられんですけども、加悦町の景観の件なんです、これ課長に振ってもろても困るんで、町長の考え方を聞いておきたいんですけども、この与謝野町の景観を守り育てる条例というのができております。これについては、区域として、合併前の加悦町の区域をいうということになっておりまして、176号線の云々ということ、一つも出てきません。この条例、どこを探しても、規則を探しても、どこを探しても出てきません。これは、私は課長と平行線の話をしておるんですが、いわゆる、これは加悦町全域です。だから、これについては内容的には、いろんな内容ありますね、緑化のことまで出てますね、これ。緑化に関する事項だとか、それから、土地の形状変更、次に、定める、次に挙げる事項のうち必要なものを定めるものとするということになっておるんですけども、それが出てくるわけですね。

だから、そういう規制があるところと、ないところ、それで野田川の場合には、私が前に野田川のとくでも都市計画等か規制の質問をしましたから、業者の方から、いらんことを言うなど、今、好きどこに家が建てれるのに、そんなこと決められたら、私ら困るというような言葉もありました。だけど、私は一つの町になったんだから、ぜひとも、そのことについては何とかならないかなという思いで、私自身が一番最初に言いましたように、一つのまちづくりというのは、ばらばらでは困るんだと、できるだけ、全部きれいにはできなくても、できるだけ、やっぱり義務については、特に権利じゃなしに、義務については平等に近いものがないかなという

前提で申し上げております。その加悦の件について町長の、豊かな景観を守り育てる条例は、加悦地域しか出てないというふうには私は思うんですけども、これについてはどうということなのか、町長でも副町長でも結構です。課長を除いて答弁をお願いします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず、初めにゾーニングの話が、先ほど出てましたけれども、それは単にイメージ図であって、こういうふうにやっていくというものではない、今現在の中であらかたのゾーニングをしていただけの話でございますので、やはりそれをきっちりとしていこうと思いますと、相当いろんな議論が必要でさしというふうに思っております。

それから、景観の話が出てまいりましたけれども、合併前の加悦町で、それも国道沿いのところを景観条例で守っていこうとしておられます。その当時、うちの野田川もありましたけれども、野田川は、いやそういうことじゃなしに、あそこを商業地域としてやっていくために農振を一つ、田んぼを外して、そこに町は集積をしていく場所としてやったということですから、それぞれの、その町の思いがあって、なっているわけで、別に、それが全部町の中、一緒にならないかんなんというものではないと思います。ですから、これらについては地域の人たちが自分たちの思いを、一つの条例にされたことで、先ほど午前中にもまちづくり基本条例がありましたけれども、よそもこうしているから、こうしなければならないというような、そんな条例のつくり方は、私はおかしいと思っております。やはり我々が見本とすべきは、やはり京都府でできている、そういう条例、それに照らし合わせて、うちの町の条例をどうするかということですし、そのほかに岩滝地域の景観条例等がございましたけれども、それと広告の件がございましたけれども、これは府の業務を町が肩がわりしてやっている部分でありますので、これは建設課に振るなということですが、詳しいところを建設課のほうから答えさせたいと思います。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、もう少し詳しく説明をさせていただきたいと思っております。旧加悦町が作りました景観条例の関係につきましては、議員もいろいろとお勉強していただいているというふうには思っておりますけれども、まず、最初に七つのゾーニングを、旧加悦町の中でゾーニングをさせていただいております。その中で規制をしていこうといたしますのが、今の国道176号線沿いでもございました。当時、平成6年11月だったというふうには思っておりますけれども、国道176号線の加悦谷バイパスが供用開始をいたしました。それ以後、今の沿道沿いに看板について一定規制をしていこうというふうなことやら、国道167号線から大江山を見る、そういうふうな眺望景観を守っていくというふうな中から、そういうふうな一定、国道176号線の部分だけを規制をさせていただいたものでございます。

また、屋外広告物条例の関係が出ましたけれども、これは先ほど、町長がおっしゃいましたように、京都府の屋外広告物条例に基づきまして、今、京都府域全域で、この条例に従って申請をしていただいております。したがって、この176号線沿いにつきましても、たしか色は3種類だったというふうに記憶しておりますけれども、それ以外の部分については、全て京都府の屋外広告物条例に基づいて、そういうふうな設置基準を定めさせていただいております。

ただ、天橋立周辺景観まちづくりといたしますのは、いわゆる京都府が平成16年に景観法がで

きました関係で、京都府が、この景観行政団体になって、あの地域の部分について看板の設置を行いたいというふうなことから眺望景観だとか、そういったことも配慮しながら一定、景観の規制をかけさせていただいたということでございますので、その部分につきましては、たしか事故用看板のみオーケーにしておりまして、あとの建植看板だとか、そういった部分については、特に岩滝海岸線沿いだっただというふうにしておりまして、その部分については、そういうふうな規制をしていこうというふうなことから、岩滝地域の皆さんのほうにリーフレットの配布をさせてもらったり、いろんな関係団体と調整をさせていただきながら、今現在、その後、ずっと施工させていただいておるというふうな状況でございます。

先ほど、町長が申し上げましたように、この景観といいますのは、やはり沿線の皆さんが将来、この部分についても守っていこうというふうなことがあって、そういうふうな景観を維持していこうというふうなことになったと思いますので、行政だけが、そういうふうなことをつくるというふうなことでは、なかなかできないというふうに思っております。

以上、長くなりましたけれども、説明とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今、課長が言われたように、いろいろな過去はあるんですね。だけど、私が先ほど言いました加悦町の景観を守り育てる条例の中には、そういう文言は一切出てこないわけですね。ゾーニングを設けたとか、過去の加悦の定めを、そのまま引き継ぎますとかいうのは全然出てこないわけですね。この与謝野町としての条例を見る限り、そんなことはあり得んのだと、旧加悦町全域が入りますということになるとることしか、私にはわからんのですわ。あと加悦町の人は知りませんよ、我々、野田川において加悦町と一緒にあったところの者にはわからんのです。だから、その点を、やっぱりもし、事実であるとするならば、いわゆる条例の改正が必要ではないかというふうに、私は思います。その点については、町長の考え方もお尋ねしておきます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 見直すというか、現状に合った形に見直すというふうに理解させていただいたらいいのかなと思いますが、その辺の中身について、現実、ちょっとわかりませんので、今、どういふふうにお答えしたらいいのか、わかりませんが、はっきりと176号線沿いの、ここからこの辺までの規制だとか、そういうことを入れておくべきだという、そういうお考えなのか、ちょっとその辺についても建設課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。これは旧加悦町の時代に、今の美しく豊かな景観を守り育てる条例というふうなものをさせていただきました。これは当時の加悦町地域だけでしたんですけども、それを新町に引き継ぐということで、与謝野町というふうなことを入れさせていただいて、今の条例になっておる次第でございます。

この中には、先ほど言いましたように、例えば推進地区の区域というふうなものを示させていただいております。それがちょうど明石の小字玉峠といまして、ちょうど旧野田川町と旧加悦町の境から、それから、今の与謝小字、カラカラ言いまして、大江山登山口の近くのところまでがこの景成推進地区というふうなことで一定、その部分につきまして規制をさせていただいておるといふふうなことでございます。

これが当時つくりました景観形成計画というふうなものがございまして、それに基づいて、ずっと国道沿いの部分につきましては、そうやって景観条例を敷いて一定、そういうふうな景観を守っていくんだというふうなことを新町になっても、そのまま引き継ぎをさせていただいておるということでございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） それから、先ほど町長、結局、全てのところを同じようにせんでも、それぞれの特色というのが過去のこともあってということでは、先ほど言いました議事録ですね、議事録を全部見ながら都市計画に関しては、そういう町長の発言は、これまでありません。今度、初めてそういう発言が出ております。これについて、やっぱり岩滝町については建築についても全部、規制があるわけですね。野田川の場合には結局、もう確認申請をしなくてもできると。だから、極端な話をしたら農道でも、どこでも家が建てれると、これを町として規制する方法がないということなんで、その辺のところは、やっぱりある程度、いずれかの格好の方法をとっていただいたほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、その点については、どんな考え方でしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、若干、私自身の考え方の中に少し誤解があったというふうには思っております。そのことについては、おわびが申し上げたいと思いますけれども、ただ、先ほど来、申し上げておりますように、一定の都市計画の中身が確定をして、京都府もこれでいくというものがあつてからでないと、それに沿った中で、じゃあ与謝野町の、このまちづくりの中で、どこをどういうふうな形で規制をかけていくのか、また、そうではない方向でいくのか、そうした方法と申しますか、そうしたものがきちりと描けるのではないかと申しますので、それまでには、もう少し時間がかかるというふうに思いますし、まだ、わからない中でやみくもに混乱を起こさせる、町民の皆さんに起こさせるようなことがあつては、これは申しわけないなというふうに思っております。不平等感ということがありますけれども、やはり岩滝は岩滝なりに、そうした規制をかけて都市計画でもってやられた経過があるわけですから、それを承知で、そういう方法を導入していかれたというふうに思っておりますし、なかなか、だから岩滝だけ外れますなんていうことには、もう今はならないと、宮津市との関係で、そういうふうなこともお聞きもしておりますので、やはりそれらは全て同じようにということではないですけれども、一つのきちんとした基準をもとに、やはり全体を見直していくという、そのことが必要かなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） かみ合いませんので、この辺でとめますけれども、私が言いたいのは旧岩滝町の人も、旧野田川の人も旧加悦の人も今は与謝野町の町民であると、そして、家を建てようと思うと規制が違ふと、金が違ふということについては問題があるということをお申し上げて、この分については終わります。

次に、副町長お願いいたします。遊休資産の関係でございまして、いわゆる、いろいろと協議をさせていただいておる。大変ありがたいと思うんですが、私はAランクの売却の部分ですね、この部分について、分譲宅地で言いましたように、やっぱり民間の方々の力をかりながら売

却をしていただくということと、Cランクの部分ですね、Cランクの未処分地域、この部分については、やっぱりもう一遍見直しがしてほしいなというふうに思います。というのはCランクの部分の中には工事のために買収した部分もあると思うんですが、もう道路なり、いろいろな行き詰まっておる部分があるんですよ。その部分をどういうように土地利用をしていくか、どういうふうに処分していくかということは何とか考えていただけないか、その点についての副町長の考え方をお聞きしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど議員からご説明いただきましたように、現在、84件の公有財産がございます。遊休資産といいますか、公有財産がございます。そして、今、議員がお尋ねの、その84件をAからEまで区分をしております、そのうちA、売却をしていこうという、そういった区分のものが町内全体で11件ございます。先ほどお答えしましたように、そのうち1件につきましては、一定、売却に向けて実務が進んでおまして、25年度の予算で関係の経費を計上いたしておりますが、残りにつきましてはなかなか進んでいない状況でございます。

せんだつても新聞を見ていましたら、京都府がたくさんの公有財産を売却されて10数億でしたかね、売却をされてました。議員からは、例えば町営の分譲宅地のように、民間業者の活用が考えられないかというお話です。これまで町の考え方としましては、この間の実績も大半がそうなんですけども、近隣の方にお話しかけをして近隣の方に買っていただくということが大半であったわけなんですけども、京都府の例を見ていますと、一般競争入札であったり、条件付きの一般競争入札という方法でされておられます。そういった方法やら、今、議員のご提案がありました民間の活力を利用すること、確かに役場の職員が毎日、毎日、公有財産を売るがために頭を悩ませておるわけではありませんので、なかなか土地の流動が遅い状況があります。今後、ご提案のことも含めまして、委員会では一度、検討をしてみたいとは思っています。

それから、区分C未処分、未処分といいますのは、山林であるとか、あるいは水源地であるとか、今、お話がありました都市計画区域に含まれている土地、言いかえますと現実的に利活用が非常に難しい土地を区分Cといたしております。これにつきましても、町内合計で38件ございます。昨年9月の議会でご質問をいただいてから11月に一度、委員会を開いておりますが、その後、開いておりませんので、また、次の委員会では今、ご提案いただいたようなことを、もう一度、検討を深めてまいりたいと思います。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今、言いましたCランクについては、ぜひとも見直しをお願いをしたいと思えます。

次に、阿蘇海の浄化について、質問をさせていただきます。一応、町長のほうに通告ということになっておりますが、なかなか町長が、どこまであれしていただいているのかわかりませんけれども、先ほど言いました、いわゆる阿蘇海環境づくり共同会議、これが頑張っていたらいいと思うんですけども、今の現状、どういう方向で頑張っていたらいいのか、お尋ねをまず、させていただきます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 関連します団体や自治体が集まってしておりますけれども、具体的な活動内容に

つきましては、住民環境課のほうから答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） お答えをいたします。阿蘇海環境づくり共同会議でございます。事務局は丹後広域振興局が持っております、構成メンバーとしましては、学識経験者ですとか、地域の関係団体、地域の関係団体の中には商工会ですとか、観光協会ですとか、与謝野町でいきましたら区長連絡協議会、あと婦人会、そういったふうな方々と地元の市町ですね、あと京都府の振興局ですとか、保健所、土木事務所が入っておるということでございます。内容としましては、地域住民と一体となって阿蘇海環境改善ということで、特に住民が身近に取り組める活動の啓発を中心に事業を行うというふうなことでございます。

24年度の主な事業、特に与謝野町としての取り組みを主な取り組みとしてご紹介を申し上げます。まず、これは農林課の関係で、浅水代かきの実演会、去年は5月9日に開かせていただいています。それから、阿蘇海の海藻の肥料化の試験、これは去年の4月から10月まで行わせていただいております。あとは天橋立と阿蘇シーサイドパークの清掃活動ということで、行わせていただいておりますのと、環境ポスターのコンクールの実施でございます。あとは全小中学校のプール清掃に従来の塩素だとかいう、薬品と違ってEM菌を使ってプールなんかの水質の改善を行ったりということ、最後になりますけれども、去年、新規の事業としまして阿蘇海環境美化事業ということで男山区さんが中心となっていただきまして、夏場のアオサの除去ですとかいうふうなことをさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 課長、この私、さっき言ったチラシにはね、結局、環境活動の実施だとか、覆砂による底質、底質というのは底のことですね。環境改善だとか、それから、いろいろなことを、もっとほかにも海藻のことやとか、いろんなことを、清掃活動とか、やっていただいておりますというふうに思って聞かせていただいたんですが、結構です。

いずれにいたしましても阿蘇海がすごく、前にもいただいた資料でもCODがどんどんふえていって、ほんまの死の海になっていっておるわけですね。前の質問のときに町長は、岩滝小学校のEMだんごだとかいうような答弁もいただきました。それがどうなっておるのかということもあるんですが、それともう一つは、宮津市との話ですね、お金の。これは、どの程度、話が進んでおるのか。もう一遍ちょっとわかれば、先ほどちょっと言われたと思うんですけど、細かいこと、聞き逃しましたので、お願いをいたします。宮津市と、どういう話にしておるのか、250万円を。お願いいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） それにつきましては、各市と町に、それぞれ入ってまいりますので、その使い方については、それぞれで一緒になって云々ではなしに、それぞれの。

1 3 番（井田義之） 使うということですか。

町 長（太田貴美） それぞれの町で判断をするということでございます。

それと、いろいろな活動を今、上げましたけれども、一つの取り組みとしては、共同でやるようなこともございますし、ここに上がっておりますのには、それぞれ岩滝小のEMだんごが発展しまして、各小・中学校、先ほど言いましたように、そのEM菌を入れることによって、水を、

プールを清掃して、その水を流しても海に負荷を与えない、そうした取り組みというふうには、少しずつ広がってきておりますので、やはり、それらのことを行うための、そうした資金として、それらは活用させていただきたいと考えております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 私は一緒に使う、一緒になって使われるのだろうと思ったので、私の質問とちょっと外れたなと思ったんですけれども、できれば一緒にね、やっていただけたらありがたいというふうに思います。

というのは、阿蘇海の浄化については、先ほど子供の新聞を読みましたが、子供の作文でも流さない、捨てない、これが我々にできる一番身近な清掃活動ですね、それをしっかりやらなければならないということ。あとは、やっぱり流れたもの、我々の草刈りしたやつは、どうしても流れるんです。流れたものを清掃する。いわゆる掃海艇ですね、掃海ではなしに、だっどごみをとる、そういう船を、やっぱり基金を積んで買うとか、どこかから借りてきて利用するとかいうこと。

それから、時間がありませんので、ちょっと先に進みますけれども、底のヘドロが、深さが14メートルぐらい深いところであるんですけれども、もう6メートルぐらいたまっておるところもあるんですね、ヘドロが。だから、その分を何らかせないかと、そのときに一番いいのは、自衛隊の持っている魚雷をとる掃海艇なんですね。舞鶴の海上自衛隊が持っておられるかどうかわかりませんが、そういうことを京都府なり宮津市なり、全てが一体となって活動をしながらか浄化をしていくというためには、基金を積んで強く動いていかなければならないのではないかなというふうに思って基金のことを書きました。それについての答弁も、もしあればお願いをいたします。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほど言いました協議会におきましても、京都府も入っていただいて、農林は農林でいろんなアイデアを出してもらってやっておりますし、そのアオサの対策、あるいはカキの殻の始末、それから、先ほど出てましたヘドロにつきましても、その上に土を入れることによってヘドロからガスが出ないように、そういう取り組みをずっと京都府が長年やってきていただいております。ですから、それぞれが協議しながら、これから先、どうしていくかというようなことでございますし、そのお金の使い方につきましては、実際に26年度に入ってくるわけですし、今、どうこうできるような状況ではありませんので、それらをお互いに協議する協議会の中でも、そうしたことも話していく必要があるかなというふうに思います。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 申しわけありません。先ほど公有財産のことで、誤解を与えますといけませんので、公有財産の数と、その活用について少し補足をさせていただきたいと思っております。先ほど町内で84件の公有財産がありますということをお知らせしました。そのうちA売却の方針で臨んでいるのが11件、C未処分の状態が38件、残る35件につきましては、それぞれ現在、契約を結んで有料、一部無料もありますけれども、契約を結んで利用をいただいております。D区分が、今後、賃借料を少し値上げするとかいうことで、契約の見直しをしようというD区分が4件、それから、現在の契約を基本的には継続をしていこうというものが31件ということで、全体

84件の中で35件は、現在、契約を結んで利活用をしていただいておりますということを補足させていただきます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） ちょっともう終わりますけど、町長、その覆砂の問題です。覆砂というのは結局、へドロの上に砂を乗せるやつです。例えば、先ほど言いました4メートルなり5メートルなりたまっておるへドロの上に砂を置いていくんです。だけど、それは沈みません。ということは、だんだん浅くなっていってしまうんです。阿蘇海がのうなっていくんです。だから、あまり安易に覆砂を続けていくと阿蘇海がなくなりますよということを最後に申し上げて、終わらせていただきます。

議長（赤松孝一） これで、井田義之議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会します。

次回は、明日3月14日午前9時30分から開議しますのでご参集ください。

（散会 午後 3時49分）